

北信越学生アーチェリー連盟

競技規約

北信越学生アーチェリー連盟

目次

第1部 総則	1
第1章 総則.....	2
第2章 競技会.....	2
第3章 競技種目.....	4
第2部 競技規定	6
第1章 北信越学生アーチェリー対抗戦.....	7
第2章 北信越学生アーチェリー個人選手権大会.....	7
第3章 北信越 OB・OG 戦.....	7
第4章 北信越学生フィールドアーチェリー個人選手権大会.....	8
第5章 北信越学生アーチェリー新人戦.....	8
第6章 北信越学生アーチェリー選抜選手権大会.....	8
第7章 北信越学生インドアアーチェリー個人選手権大会.....	9
第3部 ターゲットアーチェリー競技規約	10
第1章 総則.....	11
第2章 競技場のレイアウトと設備.....	11
第3章 競技者の用具.....	15
第4章 競技役員.....	19
第5章 競技方法.....	20
第6章 得点記録.....	24
第4部 フィールドアーチェリー競技規約	28
第1章 総則.....	29
第2章 競技場のレイアウトと設備.....	29
第3章 競技者の用具.....	31
第4章 競技役員.....	34
第5章 競技方法.....	36
第6章 得点記録.....	38
第5部 インドアアーチェリー競技規約	41
第1章 総則.....	42
第2章 競技場のレイアウトと設備.....	42
第3章 競技者の用具.....	46
第4章 競技役員.....	49
第5章 競技方法.....	50
第6章 得点記録.....	53

第6部	補足	56
第1章	オリンピックラウンド	57
第7部	記録管理	60

序文 本連盟規約に基づき、競技の円滑な運営と標的競技の健全なる発展のためにこの規約を定める。競技に関しては、本規約は正しく運用されなければならない。

第1部 総則

第1章 総則

- 第1条 競技規約の適用
- 第2条 方法・期日の決定
- 第3条 試合参加申し込み方法
- 第4条 学生競技者資格
- 第5条 競技場

第2章 競技会

- 第6条 上訴委員会
- 第7条 競技役員
- 第8条 服装規定
- 第9条 競技期間
- 第10条 大会の延期・繰り上げ・中止
- 第11条 棄権
- 第12条 失格
- 第13条 疑義・抗議・異議の申し立て

第3章 競技種目

- 第14条 アウトドアターゲットラウンド個人戦
- 第15条 アウトドアターゲットラウンド団体戦
- 第16条 フィールドラウンド
- 第17条 室内アーチェリー

第1部 総則

第1章 総則

第1条 競技規約の適用

本連盟の主催する標的競技においては、北信越学生アーチェリー連盟競技規約を採用する。

第2条 方法・期日の決定

1. 競技会の方法の決定は代表者会議においておこなう。
2. 競技会の期日の決定は幹部会にておこなう。

第3条 試合参加申し込み方法

各大会の主管校が参加申し込み期限を決定し、各校の所定の参加者名簿及びその他必要書類を送付する。尚、棄権による競技参加費の返却は行わない。

第4条 学生競技者資格

1. 競技出場選手は本連盟に登録せし者に限る。但し、オープン参加の場合、幹部会の認める限り参加を認める。
2. 次の事項に該当する者は競技資格を失う。
 - 競技会の一ヶ月前に登録を完了していない者
 - 停学・謹慎中の者
 - アマチュアたる資格を有しない者
 - その他学生競技者精神に反する行為をした者

上記以外の特例を生じた場合には幹部会において該当者を調査・審議してこれを定める。

第5条 競技場

本連盟の主催する競技会を行う競技場は、十分な広さと安全が確保された場所で行う。はじめて使用する競技場では、その安全性と運営方法を確認するため、視察を行うことが出来る。(写真及びその他資料で十分に安全が確保されると判断した場合を除く)

第2章 競技会

第6条 上訴委員会

1. 本連盟においては競技委員長が上訴委員会の代行をする。
2. 上訴委員会に対する提訴は、競技者が DOS 裁定に不服のある場合、競技者本人が提訴する。

3. 提訴は、書面により競技者本人(団体戦では主将及び代表者)が行う。ただし、矢の得点に対する申し立ては行うことが出来ない。
4. 提訴する意志は何らかの形で示さなくてはならない。そのため、書面の形式は問わず、簡単なもので良い。
5. 上訴委員会が提訴に対する採決を書面と口頭の説明で提訴人及び DOS に通達する。通達は賞の授与までに行う。
6. 上訴委員会は、公式練習を含む競技期間中競技場内に常駐し、提訴に対して速やかに対処しなくてはならない。

第7条 競技役員

1. 本連盟が主催する競技会では、DOS・審判長は本連盟が任命する。
2. 北信越アーチェリー連盟競技規約に従い、総務・審判員・計時員・記録員・得点記録員・その他必要な役員をそれぞれ任命する。

第8条 服装規定

競技者は、競技中はもちろん、その競技会の開・閉会式、表彰式及び練習中においても、アーチェリー競技に適した機能的かつ安全な服装、または式典にふさわしい服装とし、以下のとおりとする。

1. 競技中は、女子は、スカート、キュロットスカート、スポーツスラックスまたはハーフパンツ、及び長袖あるいは半袖シャツ(襟付きが望ましい)の着用が求められる。
男子は、スポーツスラックスまたはハーフパンツ、及び長袖あるいは半袖シャツ(襟付きが望ましい)の着用が求められる。セーター、カーディガンの着用は許される。
なお、デニムジーンズ・オーバーサイズ・バギーパンツまたそのハーフパンツは着用してはならない。
ハーフパンツは、競技者が腕を体側に沿って垂らして指を伸ばしたときに指先より短くてはならない。
2. 天候の都合により防寒衣・防水衣の着用は可能とする。
3. 競技会の期間中、競技者は運動靴を着用しなければならない。トレッキングシューズはフィールドアーチェリーにおいてなら可。ビジネスシューズ・サンダルは認められない。
4. フィールドアーチェリーにおいては、その競技の特殊性にかんがみ、機能的かつ安全な服装を着用できる。
5. 団体戦の時は、ユニフォームはチーム内で統一すること。

第9条 競技期間

競技会は定められた期間内に行われ、競技の前日には原則として、練習日として競技場を公開する。

第10条 大会の延期・繰り上げ・中止

本連盟主催の大会の競技の延期・繰り上げ・中止、その他競技に関する事項は大会委員長・大会副委員長・射場長・競技運営委員長の協議により決定する。

第11条 棄権

競技会当日、定刻までに正当な理由なく遅刻した場合は、棄権とみなし、その競技者もしくはそのチームを失格とする。

第12条 失格

本連盟の競技会においてDOS、競技委員長及び審判長は、協議をし、下記の事項に該当する競技者等に対して、その競技会における失格を宣言することができる。

1. 不当な手段で高い得点を挙げたと認められたとき。
2. 大会の秩序を乱し、審判員の指示または制止に従わず、故意に無視したと認められたとき。
3. 競技会当日、定刻までに正当な理由なく遅刻したとき。

第13条 疑義・抗議・異議の申し立て

下記に該当する事項について競技者または監督は上訴委員会(北信越においては競技委員長)に異議申し立てをすることができる。

1. 競技者の参加資格に関する事項。
2. 審判員の決定に関する事項。ただし、得点の判定に関するものを除く。
3. 最終順位に関わる得点に関する事項。
4. 競技者等の失格に関わる事項。

第3章 競技種目

第14条 アウトドアターゲットラウンド個人戦

本連盟主催のアウトドアアーチェリー個人戦は、以下のとおり。

1. 北信越学生アーチェリー対抗戦
2. 北信越学生アーチェリー個人選手権大会
3. 北信越 OB・OG 戦
4. 北信越学生アーチェリー新人戦
5. 北信越学生アーチェリー選抜選手権大会

第15条 アウトドアターゲットラウンド団体戦

本連盟主催のアウトドアアーチェリー団体戦は、以下のとおり。

1. 北信越学生アーチェリー対抗戦

第16条 フィールドラウンド

本連盟主催のフィールドアーチェリーは、以下のとおり。

1. 北信越学生フィールドアーチェリー個人選手権大会

第17条 室内アーチェリー

本連盟主催の室内アーチェリーは、以下のとおり。

1. 北信越学生インドアアーチェリー個人選手権大会

第2部 競技規定

第1章 北信越学生アーチェリー対抗戦

第1条 試合開催期、試合形式

第2条 賞

第2章 北信越学生アーチェリー個人選手権大会

第3条 試合開催期、試合形式

第4条 賞

第3章 北信越 OB・OG 戦

第5条 試合開催期、試合形式

第6条 賞

第4章 北信越学生フィールドアーチェリー個人選手権大会

第7条 試合開催期、試合形式

第8条 賞

第5章 北信越学生アーチェリー新人戦

第9条 試合開催期、試合形式

第10条 参加選手条件

第11条 賞

第6章 北信越学生アーチェリー選抜選手権大会

第12条 試合開催期、試合形式

第13条 賞

第7章 北信越学生インドアアーチェリー個人選手権大会

第14条 試合開催期、試合形式

第15条 賞

第2部 競技規定

第1章 北信越学生アーチェリー対抗戦

第1条 試合開催期、試合形式

1. 本大会の競技は、FITA シングルラウンドで行う。
2. 本大会は年一回春に行う。
3. 本大会は大学対抗戦として行われ、団体戦の形式をとる。
4. 本大会は個人参加も認め、承認する個人記録は全選手を対象とする。

第2条 賞

- | | | |
|---------|-------|--------|
| 1. 男子団体 | 優勝～三位 | 賞状 |
| 2. 男子個人 | 優勝～三位 | 保存賞、賞状 |
| | 四位～六位 | 賞状 |
| | 各距離賞 | 賞状 |
| 3. 女子団体 | 優勝～三位 | 賞状 |
| 4. 女子個人 | 優勝～三位 | 保存賞、賞状 |
| | 各距離賞 | 賞状 |

第2章 北信越学生アーチェリー個人選手権大会

第3条 試合開催期、試合形式

1. 本大会の競技は、FITA シングルラウンドで行う。
2. 本大会は年一回夏に行う。

第4条 賞

- | | | |
|---------|-------|--------|
| 1. 男子個人 | 優勝～三位 | 保存賞、賞状 |
| | 四位～六位 | 賞状 |
| | 各距離賞 | 賞状 |
| 2. 女子個人 | 優勝～三位 | 保存賞、賞状 |
| | 各距離賞 | 賞状 |

第3章 北信越 OB・OG 戦

第5条 試合開催期、試合形式

1. 本大会は北信越学生アーチェリー連盟が主催するほかの大会に伴って開催される。開催時期の決定は希望参加者の人数によってのものとなる。
2. 本大会の競技は伴って開催される競技に準ずる。

第6条 賞

1. 男子個人 優勝～三位 賞状
2. 女子個人 優勝～三位 賞状

第4章 北信越学生フィールドアーチェリー個人選手権大会

第7条 試合開催期、試合形式

1. 本大会は年一回夏に行う。
2. その他はフィールドアーチェリー競技規定に準拠する。

第8条 賞

1. 男子個人 優勝～三位 保存賞、賞状
2. 女子個人 優勝～三位 保存賞、賞状

第5章 北信越学生アーチェリー新人戦

第9条 試合開催期、試合形式

1. 本大会は年一回秋に行う。
2. 本大会はハーフラウンドで行われる。
3. その他はターゲットアーチェリー競技規定に準拠する。

第10条 参加選手条件

本連盟に登録後一年未満の者が出場資格を有する。

第11条 賞

1. 男子個人 優勝～三位 保存賞、賞状
四位～六位 賞状
各距離賞 賞状
2. 女子個人 優勝～三位 保存賞、賞状
各距離賞 賞状

第6章 北信越学生アーチェリー選抜選手権大会

第12条 試合開催期、試合形式

1. 本大会は、年一回、北信越学生アーチェリー新人戦と共に行われる。
2. 本大会はハーフラウンドで行われる。
3. その他はターゲットアーチェリー競技規定に準拠する。

第13条 賞

- | | | |
|---------|-------|--------|
| 1. 男子個人 | 優勝～三位 | 保存賞、賞状 |
| | 四位～六位 | 賞状 |
| | 各距離賞 | 賞状 |
| 2. 女子個人 | 優勝～三位 | 保存賞、賞状 |
| | 各距離賞 | 賞状 |

第7章 北信越学生インドアアーチェリー個人選手権大会

第14条 試合開催期、試合形式

1. 本大会は年一回冬に行う。
2. その他はインドアアーチェリー競技規定に準拠する。

第15条 賞

- | | | |
|---------|-------|--------|
| 1. 男子個人 | 優勝～三位 | 保存賞、賞状 |
| | 四位～六位 | 賞状 |
| 2. 女子個人 | 優勝～三位 | 保存賞、賞状 |

第3部 ターゲットアーチェリー競技規約

第1章 総則

- 第1条 適用
- 第2条 競技種目
- 第3条 参加資格

第2章 競技場のレイアウトと設備

- 第4条 競技場のレイアウト
- 第5条 標的
- 第6条 標的面
- 第7条 時間管理装置
- 第8条 その他の機材

第3章 競技者の用具

- 第9条 競技者の使用できる用具及び用具の検査
- 第10条 弓
- 第11条 弦
- 第12条 アローレスト等
- 第13条 照準器
- 第14条 スタビライザー
- 第15条 矢
- 第16条 グラブ、タブ等
- 第17条 双眼鏡、望遠鏡、眼鏡
- 第18条 その他の用具
- 第19条 服装

第4章 競技役員

- 第20条 競技役員
- 第21条 大会委員長・副委員長の任務
- 第22条 総務の任務
- 第23条 射場長の任務
- 第24条 審判長の任務
- 第25条 審判員の任務
- 第26条 記録員の任務
- 第27条 得点記録委員の任務

第5章 競技方法

- 第28条 行射
- 第29条 立ち順及び行射時間
- 第30条 行射の管理と安全

第6章 得点記録

- 第31条 得点記録員
- 第32条 得点記録の回数
- 第33条 得点記録
- 第34条 競技者の失格
- 第35条 疑義、抗議及び異議の申し立て
- 第36条 順位の設定

第3部 ターゲットアーチェリー競技規定

第1章 総則

第1条 適用

本競技規則は、本連盟主催で行われる FITA アウトドアターゲットアーチェリーの競技に適用される。

第2条 競技種目

競技種目は、次のシングルラウンド、ハーフラウンドとし、いずれも競技は同一方向に向かつてのみ行われる。

1. シングルラウンド

シングルラウンドは、次の各距離から、この順序に従ってそれぞれ36射ずつ行射する。

〈男子〉 90、70、50、30m

〈女子〉 70、60、50、30m

又は、

〈男子〉 30、50、70、90m

〈女子〉 30、50、60、70m

競技は、1日で行われ、射距離の長い距離から短い距離へ、又は射距離の短い距離から長い距離へと順に行射する。

2. ハーフラウンド

〈男女共〉 50、30m

第1項のシングルラウンドのうち、短い距離(50、30m)のみの競技を行う。

第3条 参加資格

本連盟が所管する競技会に参加しようとする者は、本連盟所定の登録競技者であり、別に定められる「競技者規定」による「競技者」でなければならない。

第2章 競技場のレイアウトと設備

第4条 競技場のレイアウト

競技場は、危害防止について細心の注意を払い、公平に競技が行われるよう次の各項に留意して設備する。

1. 競技場は、参加する全部の競技者(男女共)が同一競技場内で競技できるだけの広さとする。
2. 一般の人が近付ける場所では、競技場の周囲に適当な柵を設けて、ロープを張り、股は地上に線を引いて、役員及び競技者以外のものが競技場内に立ち入らないようにする。

柵、ロープ、又は線は、ウェイトラインから後方に少なくとも10m以上、最外側シューティングラインから外側に10m以上の距離に、標的の後方は、一般の人が標的の後方50m以内を通過しないようにする。この柵は、安全のためのゾーンを形成するものであり、標的が移動して30mの距離となったときには110mに増加する。

標的の後方50mの距離は、矢止めとして効果的なネット、盛土または同様な設備等を設けることによって減少することができる。この矢止めの高さは、90mの距離で、標的の上を外れた矢を止めるのに十分な高さでなければならない。

標的の後方の人の動き等によって、競技者の集中力を阻害することがないように注意しなければならない。

3. 標的からシューティングラインまでの距離は、標的面の中心から地面に下ろした垂直線と地面との交点から正確に計測し、その交差は、90、70、60mでは±30cmとし、50、30mでは±15cmとする。
4. シューティングラインの後方5m以上の距離に、ウェイトラインを設置する。必要な際には、ウェイトラインの更に後方5m以上の距離にダブルウェイトラインを設置することができる。
5. 可能ならば、1個の標的に3名の競技者が行射するのに必要な数の標的を設置する。競技場の都合で不可能な場合には、1個の標的に4名の競技者とし、これを限度とする。
6. 2名またはそれ以上の競技者が同じ標的を同時に行射する場合は、1競技者について最低80cmの間隔が確保されなければならない。
7. シューティングラインからターゲットラインに向かって直角に線を引き1個または2個の標的を設置するシューティングレーンを形成する。
8. 各標的には番号がつけられる。番号板は30cm角の大きさで、奇数番号は黄色地に黒文字、偶数番号は黒色地に黄文字とする。この番号板を、各標的の中心の上方又は下方に、標的面と重ならないように固定する。この番号は、標的面に向かって左側から順につけられる。
9. シューティングラインの前方3mの位置に3mラインを設置する。
10. オリンピックラウンドでは、決勝ラウンドの間、競技が進行している間に競技者が練習できるように、競技場と並んで練習場を設置することができる。

第5条 標的

1. 標的面の中心は地上130cmの高さに位置し、その交差は±5cmとする。競技場に並べられた標的の中心は同じ高さで、常に一直線に並んで見えるようにする。
2. 標的は10度から15度後傾までの任意の角度で設置する。ただし、1列に並べられた標的は、すべて同じ角度とする。
各標的には標的番号が付けられる。
3. バットレスの形状は円形でも角形でもよいが、その大きさは、標的面からわずかに外れた矢がすべて確実にバットレス上に残るように、いずれの方向に測っても、その直径が124cm以上のものとする。ただし80cm標的面を使用するときには、82cm以上とする。

4. バットレスは風で倒されるのを防止するため、地面に確実に固定する。バットレスや支持脚で矢を損傷する恐れのある部分は、覆いをしなければならない。特にバットレスに2個以上の標的面を使用する場合、バットレスを貫通した矢が支持物に当たって破損することがないようにする。
5. 標的の中央で、バットレスまたは標的番号板のいずれか高い方の上端から40cm上方に、風向きを知るために軽い材料で作られた黄色のような見やすい色の旗を立てる。この旗の大きさは、25cm以上で30cm以下とする。

第6条 標的面

1. アウトドアターゲットアーチェリーの競技では、直径122cmと80cmおよび80cmマルチ標的面の3種類の標的面を使用する。公認競技会に使用されるアウトドアターゲットアーチェリーの標的面は、FITA が公認した標的面でなければならない。
2. 射距離90、70、60mでは122cm標的面を、射距離50、30mでは80cm標的面を使用する。
3. 122cmと80cmの標的面は、いずれも中心から外側に向かって金色(黄色)、赤色、淡青色、黒色、白色の5色からなる同心の色環帯に分けられ(淡青色と黒色、および黒色と白色の間には分割線は設けられない)、各色環帯は更に2つの得点帯に細線で区分される。金色(黄色)の中心を通過して測定するとき、122cm標的面では6.1cm、80cm標的面では4cmの同じ幅の10個の得点帯が形成される。
4. 得点帯を区分する細線および色環帯の境界を示す区分線は、どのような場合でもすべて高い得点帯に含まれるようにし、標的面の白色の最外周を示す区分線のどの部分もすべての得点帯に含まれるようにする。
5. 得点帯を区分する細線および標的面の最外周を示す区分線の太さは、122cmおよび80cmの標的面共に2mm以下とする。
6. 標的面の中心は「ピンホール」と呼ばれ、小さな×印で表示され、その線の太さは1mm以下とし、その長さは4mm以下とする。
7. 122cm標的面には直径6.1cm、80cm標的面には直径4cmのインナー10を設ける(スコアカードには、Xが記される)。
8. 得点と色の指定

得点	色	パントーンスケール
10点	黄色(内側帯)	107U
9点	黄色(外側帯)	107U
8点	赤色(内側帯)	032U
7点	赤色(外側帯)	032U
6点	淡青色(内側帯)	306U
5点	淡青色(外側帯)	306U
4点	黒色(内側帯)	製版インクの黒色
3点	黒色(外側帯)	製版インクの黒色
2点	白色(内側帯)	—
1点	白色(外側帯)	—

9. 標的面のそれぞれ10個の得点帯の寸法は、10個の得点帯のそれぞれの区分線の外周円の直径で測定し、その許容誤差は、中心を通過して測定したとき、得点帯10、9、8点では±1mm、他の得点帯では±3mmとする。
10. 標的面は、紙、布、その他の適当な材料で作られる。すべての標的面は、同一の材質で、かつ一様に作られたものとする。

第7条 時間管理装置

行射時間を管理するために、音響による時間管理装置と視覚による時間管理装置が併用される。

1. 音響による時間管理装置

ディレクターオブシューティング(DOS)は行射を管理するために、制限時間の開始および終了をブザー、ホイッスルまたはその他の音響による時間管理装置で合図する。

2. 視覚による時間管理装置

視覚による時間管理装置は、競技場の両側および必要なときには男子と女子の間のレーンでシューティングラインの前方30m以下の位置に設置され、シューティングライン上の全ての競技者から明瞭に見られるように、まわりに障害物のない地表に設置する。ディレクターオブシューティングは、上記の音響による時間管理装置に加えて、デジタル時計、信号灯、表示板、またはその他の簡単な装置を単独でまたは併用して制限時間を管理する。音響による時間管理装置と視覚による時間管理装置との間に相違が生じた時には、音響による時間管理装置を優先する。

a. 表示板

表示板の大きさは、120cm×80cm以上とする。表示板は風に耐えるようしっかりと固定され、両面が見えるように簡単に回転できるようにする。表示板の片面は、20～25cm幅の黒色と黄色の縞模様とし、縞模様は地表に対して約45度傾斜したものとする。
裏面は全面を黄色とする。

b. 信号灯

信号灯の色は、赤色、黄色、緑色の順に配列し、赤色を最上段に配置する。信号灯の色は互いに連動し、2つの異なった色が同時に点灯してはならない。

信号灯は音響による時間管理装置と連動させ、音響による時間管理装置の第1声と同時に信号灯の色が赤色に変わる。

c. デジタル時計

デジタル時計で制限時間が管理されるときには、時計の文字の大きさは高さ20cm以上とし、100mの距離から明瞭に読み取れるものとする。この時計は、必要に応じて、瞬時に停止またはリセットできるもので、時間の表示はカウントダウン方式とする。設置する位置、個数等のその他の必要事項は、信号灯に要求される必要事項と同様とする。

d. マッチ用時間管理装置

交互に行射するマッチでは、行射の順番を示すために、赤色と緑色の表示灯、カウントダウン式の時計、またはその機能を持つ視覚による時間管理装置を個別に設置する。

e. 旗

旗の色は、赤色、黄色、緑色の3色とする。但し、黄旗のみの使用も許される。

第8条 その他の機材

主要な競技会においては、次の機材を使用しなければならない。その他の競技会では使用することが望ましい。

1. 各競技者用のゼッケン
2. 全部の競技者が同時に行射しないときには、行射の順序を表示する装置
A-B-C、C-B-A、B-C-A等、またはAB-CD、CD-AB等。
文字の大きさは、競技者が、行射位置から明瞭に読みとれる大きさとする。
3. オリンピックラウンドの決勝ラウンドでは、65mの距離にブラインドが設置される。このブラインドは審判員、得点記録員および競技者のエージェントが使用する。
4. 標的付近の得点記録員、またはシューティングライン上の競技者が審判員を呼ぶための旗。
5. 拡声装置。主要な競技会では、役員間の連絡を円滑にするために、有線または無線電話の使用が望ましい。
6. 赤色灯が点滅する競技中断表示装置を、競技者の用具の修理、跳ね返り矢の発生、標的の修理等によって競技が中断される際にディレクターオブシューティングが操作するように、競技場内に設置することができる。この装置は、時間管理装置の信号灯の赤色灯を共用してもよく、近くに別に設置してもよい。
7. 競技者の氏名および標的番号を記載したスコアボードによって各エンド毎の得点累計を表示することができる。このスコアボードの表示は、各エンド毎の得点記録の終了後、競技者の協力を得て記録員が書き替える。

第3章 競技者の用具

第9条 競技者の使用できる用具及び用具の検査

1. この章における条項は、競技者が競技会で使用することができる用具について定める。
2. もし、審判員の検査を受けていない用具を使用する必要があるときには、競技者は、自分の責任において、使用前にその用具を審判員に提示して検査を受けなければならない。
3. 本競技規則に違反する用具の使用が発見された競技者は、それまでの得点のすべてを失う。もしくは失格とすることができる。

第10条 弓

1. 弓は、ターゲットアーチェリーに使用される弓という一般通念及び語義に適合している限り、いかなる形式のものも使用することができる。すなわち、弓は、ハンドル(グリップ)、ライザー(シュートスルータイプは不可)、及び両先端にストリングノックが設けられた2本の弾力性のあるリムによって構成された器具である。弓は、リムの最先端に設けられた2個のストリングノックの間に、ただ1本の弦を直接掛けるように張って使用し、引くときには、一方の手でハンドル(グリップ)を握り、他方の手の指で弦を引き、保持(ホールドバック)し、リリースする。
2. ブレース付のハンドルは使用することができる。ただし、そのブレースが競技者の手または手首に接してはならない。
3. 多色に塗り分けたハンドル及びアッパーリムの内側に商標のある弓は使用することができる。

第11条 弦

1. 弦は、その目的にかなった材質の原糸を使い、好みの本数や色を合わせて作ることができる。
2. 弦には、引き手の指を掛けるためのセンターサービング、必要ならば矢のノックをつがえるために追加のサービングを巻いた1ヶ所のノッキングポイントと、その位置を決めるための1個または2個のノックロケーター及び弓を張るときにストリングノックにはめるためのループを両端に有している。
3. その他にリップマークまたはノーズマークとして1個の付着物を弦に付けることが許される。
4. 弦のサービングの端は、フルドローのとき、競技者の視野内に入ってはならない。また、弦にはピープホール、目印またはその他一切の照準の助けになるものがあってはならない。

第12条 アローレスト等

1. 調整可能なアローレスト、及び移動可能なプレッシャーボタン、プレッシャーポイントまたはアロープレートは、それぞれ1個のみ、弓に取り付けて使用することができる。
2. ただし、これらは電氣的または電子的な装置ではなく、照準の助けとなるものであってはならない。
3. プレッシャーポイントは、弓のハンドルのスロート部(ピポットポイント)から4cm後方(内側)以内の位置とする。
4. ドローチェックインジケーターは、電氣的または電子的な装置ではなく聴覚、視覚または両者の組み合わせによるものを1個のみ使用することができる。

第13条 照準器

照準に使用する照準器(ボウサイト)は、1個のみ使用することができる。照準のために弓に取り付けられた照準器は、左右方向の調整と上下方向の位置決めをすることが許され、以下の条件に適合したものでなければならない。

1. プリズム、レンズまたはその他の光学的拡大装置、水準器、または電氣的または電子的な装置が組み込まれていないものであって、2個以上の照準器を有していないこと。サイトピンにファイバー・オプティックを使用することは許される。ファイバーの端末部が、フルドロ時時の競技者の視線に入らなければ、ファイバー・オプティックピンの長さが2cmを超えてもよい。フルドロ時、光る照準点は1点でなければならない。
2. 照準器を固定するためのエクステンションは、1個のみ使用することができる。
3. 距離の指標を付けたプレートまたはテープは、弓に取り付けることができる。しかし、どのような場合でも、追加の照準点となるものであってはならない。
4. エイミングの視線上にあるサイト(トンネル、チューブ、サイトピン、またはその他の延長された同様のパーツ)の全長は2cmを超えてはならない。
5. ファイバーオプティックのサイトピンの使用は認められる。一方の先端部がフルドロ時に競技者の視線の外側に取り付けられ、もう一方が競技者の視線内にある場合、曲がる前の直線部分が2cmを超えていなければ、全長が2cmを超えてもよい。なおフルドロ時、光る照準点は1点でなければならない。

第14条 スタビライザー

弓に取り付けたスタビライザー(複数)及びTFC(トルクフライトコンペンセイター)(複数)は使用することができる。ただし、以下の条件に適合すること。

1. 弦のガイドとならないこと。
2. 弓以外の物に触れていないこと。
3. シューティングライン上で他の競技者の障害とならないこと。

第15条 矢

1. 矢は、ターゲットアーチェリーで使用される矢という一般通念及び語義に適合している限り、どのような形式のものも使用することができる。

ただし、標的面またはバットレスに不当な損傷を与えるものであってはならない。

2. シャフトの最大直径は9.3mmを越えてはならない。矢の直径が9.3mmの場合、そのポイントの最大直径は9.4mmあってもよい。
3. 矢は、ヘッド(ポイント)の付いたシャフト、ノック及び羽根とからなり、クレストを付けてもよい。
4. 各競技者の矢には、シャフトに競技者の名前またはイニシャルを書き、同じエンドの3射または6射に使用する3本または6本の矢は、同じ色のシャフト、同じ形状及び色の組み合わせの羽根、同じ色のノックとし、クレストを付ける時には同じ色の組み合わせ模様とする。

第16条 グラブ、タブ等

1. フィンガーストールまたはフィンガーチップ、グラブ、またはシューティングタブまたはテープ(プラスター)のような指の保護具を、弦を引き保持(ホールドバック)し、リリースするために使用することができる。ただし、これらは、弦を引き、保持し、リリースの助けとなる装置があってはならない。
2. アンカーリングのために、指の保護具(タブ)に設けたアンカープレートまたは同様の装置は使用することができる。
3. 矢を挟み付けないために指の間に設けたセパレーターは使用することができる。
4. 押し手に、通常の手袋、ミトンまたはこれと同様なものを着用することができる。ただしグリップに固定または直結してはならない。

第17条 双眼鏡、望遠鏡、眼鏡

1. 双眼鏡、望遠鏡及びその他の光学器具は、矢の的中を確認するために使用することができる。1立の競技の場合シューティングライン上の残して置いてよい。
2. 通常必要とする眼鏡または競技用の眼鏡及びサングラスは使用することができる。ただし、マイクロホールレンズまたは同様な装置、およびどのような形であっても照準の助けになる印が付いた眼鏡は使用することができない。
3. 的を狙わない側の目を隠すために片側のレンズを全面的に覆いまたはテーピングした眼鏡、及びアイパッチは使用することができる。

第18条 その他の用具

1. 次の用具は使用することができる。
アームガード、チェストガード(ドレスシールド)、ボウスリング、ベルトクイーバー、グラウンドクイーバー、タッセル、地上から1cm以下の高さのフットマーカ、リムセーバー、電気または電子によらない風向表示装置(軽いひも状のもの)を用具に付着してもよく、ウェイティングライン後方では電子風向表示装置を使用してもよい。
2. 競技者は次の装置の使用は許されない。
ウェイティングラインより前方での通信装置(携帯電話を含む)、ヘッドホン及びイヤホン等を使用した装置。

第19条 服装

1. 競技者は、競技に適し、且つ清潔で、他人に不快感を与えない服装でなければならない。上衣はアーチェリー競技のユニフォームとして適したものであり、下衣は、男子は白スラックス、女子は白スカート、白キュロットスカート、白スラックスまたは白ハーフパンツを着用する。ハーフパンツは、競技者が腕を体側に沿って垂らして指を伸ばしたときに指先より短くしてはならない。またセーター、カーディガンの着用は許される。
2. 天候の都合によりアーチェリー競技に適した防寒衣、防水衣の着用も可。
3. 団体戦においては、ユニフォームはチーム内で統一すること。ただしそのユニフォームが統一された色・デザインであると認められるならば、長袖と半袖の差は問題にしない。

第4章 競技役員

第20条 競技役員

競技会には次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| 1. 大会委員長 | 1名 |
| 2. 大会副委員長 | 1名 |
| 3. 総務 | 若干名 |
| 4. 射場長 | 1名 |
| 5. 審判長 | 1名 |
| 6. 審判員 | 若干名 |
| 7. 記録員 | 若干名 |
| 8. 得点記録員 | 若干名 |
| 9. その他 | 若干名 |

第21条 大会委員長・副委員長の任務

1. 競技会を統括する。
2. 競技会におけるすべての紛争や抗議について最終決定を行う。
3. 競技役員を統括し、競技規約を遵守させる。
4. 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故ある時、これを代理する。

第22条 総務の任務

1. 競技会の準備・競技日程及びプログラムを作成する。
2. 競技会の全般を管理し、進行状況を管理する。
3. 役員の任務遂行状況を把握し、必要なときにはその代行者を指名する。

第23条 射場長の任務

1. 競技場を設営し、必要を思われる安全基準を設け、これを実施する。
2. 競技会の運営を統括し、行射時間と競技者の立順を指示する。
3. 観客その他の人がコース内に立ち入らないように監督・指導する。

第24条 審判長の任務

1. 審判員を統括し、競技者に競技規約を遵守させる。
2. コース内の設備、競技者の用具、行射及び得点記録等、競技に関する事項を統括し、紛争や抗議を裁定する。
3. 天候の状態や重大な事故の発生等によって必要となったときには、大会委員長、射場長と協議して競技を中断することができる。ただし、それぞれの日のプログラムは、その日のうちに終了させるよう努める。

第25条 審判員の任務

1. 競技場のレイアウト及び全ての距離、標的面など競技場の全ての設備を点検する。
2. 競技開始前及び競技会の中に随時競技者全員の用具を点検する。
3. 矢の得点を判定する。
4. 行射を管理し、異議が生じたときはこれを解決する。
5. 競技及び競技会に関する疑義、紛争及び抗議に対処し、必要に応じて審判長の裁定に委ねる。

第26条 記録員の任務

1. 得点を集計し、順位を決定する。
2. 競技会の記録を整理し、発表する。
3. 各距離毎の、全競技者の得点累計を大きなスコアボードに掲示する。

第27条 得点記録委員の任務

1. 競技者の呼称する得点を高得点順にスコアシートに記入する。
2. 矢の得点に疑義のあるときは、審判員を呼んで判定を求める。

第5章 競技方法

第28条 行射

1. 各競技者は、1エンドごとに3射または6射ずつ行射する。
2. 1エンドの制限時間は、3射のエンドでは2分、6射のエンドでは4分とする。
3. 競技者は、競技開始の合図があるまで、押し手の腕を上げてはならない。
4. 競技開始の合図前または終了の合図の後に発射した競技者は、そのエンドの3射または6射のうちの最高点の矢を削除する。
5. 弓具故障、予期せぬ医学的な問題が発生した場合、審判員にアピールすることによって修理または交換、快復に必要な時間(15分以内で定められた時間)が与えられる。医学的な問題については医師の判定を必要とする。
6. 何らかの理由で、エンドの途中で行射が中断されたときには、制限時間が延長され、1射につき40秒が与えられる。
7. 障害を持つ者を除き、競技者は、起立姿勢で支持物を用いることなく、シューティングラインをまたいでまたは両足をシューティングライン上の置いて行射しなければならない。
8. 次の矢を除き、どのような事情があっても再発射することはできない。
 - ・ 跳ね返り矢でない限り、矢を落下させるか、または発射ミスをした場合、その矢の1部がシューティングラインと3mラインの中にある場合。
 - ・ 標的面またはバットレスが風で吹き飛ばされたとき。審判員は、必要と判断した場合、該当する矢数に応じて行射時間を与える。バットレスが滑り落ちただけの場合には、その措置は審判員の判断に一任される。
9. 行射は一方向のみに向かって行われる。

10. 競技者は、シューティングライン上にあるとき、他人から口頭その他の方法で教示を受けてはならない。ただし、用具に重大な異常が生じていることを告げる場合を除く。他人から教示を受けた場合、教示を受けた競技者を失格とすることができる。
11. 跳ね返り矢があった場合、各標的に1名の競技者が行射しているときには、跳ね返り矢のあった競技者は、そのエンドの3射または6射を行射した後、シューティングライン上に残り、弓を頭上に挙げて審判員に合図する。

各標的に2名以上の競技者が行射しているときには、跳ね返り矢のあった標的の競技者は、ただちに行射を中止して、弓を頭上に挙げて審判員に合図する。

シューティングライン上の全ての競技者が、そのエンドの行射を終了し、または2分もしくは4分の制限時間が経過した時、射場長は行射を中断する。跳ね返り矢のあった競技者は、審判員と共に標的に進み、的中孔を確認し、得点をスコアシートに記入し、的中孔に印を付ける。

射場長は競技を再開するにあたって、最初にその標的の競技者の行射できなかった矢を補充する。他の競技者は、その間シューティングライン上に立ってはならない。
12. ぶら下がり矢が生じたときは、その標的の競技者はただちに行射を中止して、跳ね返り矢があったときと同様にして審判員に合図する。シューティングライン上のほかの競技者がそのエンドの行射を終了した時、審判員はその競技者と共に標的に進み、その矢の得点をスコアシートに記入し、矢を抜き取り、的中孔に印を付ける。射場長は競技を再開するにあたって、最初にその標的の競技者の行射できなかった矢を補充する。

第29条 立ち順及び行射時間

1. 1名、2名、3名または4名の競技者が同一の標的に対して同時に行射する。
2. 競技者には次のようにゼッケン番号が付けられる。
 - a. 1個の標的に3名の競技者のとき、
 - 1A、1B、1C
 - 2A、2B、2Cなど
 - b. 1個の標的に4名の競技者のとき、
 - 1A、1B、1C、1D
 - 2A、2B、2C、2Dなど
3. 行射の順序は次のように循環して行う。
 - a. 3名の競技者が1個の標的に1名ずつ行射する場合、
 - A-B-C
 - C-A-B
 - B-C-A
 - A-B-Cなど

ただし、試射においては次のように行射する。

 - A-B-C
 - A-B-C

b. 4名の競技者が1個の標的に2名ずつ行射する場合、

A・B－C・D

C・D－A・B

A・B－C・Dなど

ただし、試射においては次のように行射する。

A・B－C・D

A・B－C・D

3名の競技者が上記のような行射の場合は、

A・B－C

C－A・B

A・B－Cなど

ただし、試射においては次のように行射する。

A・B－C

A・B－C

4. 立順及び組み合わせは抽選による。

5. 2名または3名の競技者が同時に行射する場合、シューティングライン上の行射位置はゼッケン番号の順とする。

6. 競技者が1エンドで3射を行射するときには、制限時間は2分とし、1エンドで6射を行射するときには、制限時間は4分とする。制限時間は特別の事情がある場合には延長することができる。

7. 視覚による警告信号は、制限時間の終了の30秒前に与えられる。ただし、オリンピックラウンドの決勝ラウンドの準々決勝戦～決勝戦で競技者が交互に行射する場合を除く。

8. 視覚による時間管理装置は、右利き、左利きの両方の競技者から見えるように競技場の両側に設置され、必要ならば、男子と女子の間の分離レーンにも設置される。これらは、競技場の両側及び分離レーンのシューティングラインから25mの位置に設置される。ただし、シューティングライン上の全部の競技者から見えなければならない。

9. 行射が信号灯で管理されるとき、

赤色： ディレクターオブシューティング(DOS)は、2声の音響信号を与え、その立順の競技者(A、B、CまたはAB、CD等)を一斉にシューティングラインに進ませる。

緑色： 20秒(この時間は変更することができる)の後、信号灯の色が変わり、ディレクターオブシューティングは、1声の音響信号を与え、行射を開始させる。

黄色： 残り30秒になった時に、この信号が変わる。

赤色： この信号は、制限時間の終了を示し、2声の音響信号が与えられ、すべての矢が行射されていなくても、行射の停止を指示する。シューティングライン上に残っている競技者はウェイティングラインの後方に退く。次の立順の競技者は、前進してシューティングライン上に進み、上記のように行射の開始の緑色の信号を待つ。このようにして、全員が行射を終了するまで上記の進行を繰り返す。距離によって定まる1エンドの3射、6射の後、赤色の信号が変わり、

得点記録のために競技者が標的に進むように、3声の音響信号が与えられる。

10. 制限時間の終了の前に、全部の競技者が行射を終了し、シューティングライン上に誰もいなくなった場合には、ただちに交替または得点記録のための信号が与えられる。
11. 各エンドの最初に、または競技者が退き、次の立順の競技者がシューティングラインに進むための時間として20秒(この時間は変更することができる)が与えられ、2声の音響信号が与えられる。信号灯が操作されて、適切な信号が与えられたときを除いて、競技者はシューティングラインに進んではならない。
12. デジタル時計で行射が管理されるときにも、信号灯のときと同様に、音響信号が与えられる。
13. 行射が旗で管理されるとき、
 - 赤旗： 審判員の赤旗の合図により、射場長または計時員はホイッスル2声を与え、競技者はシューティングラインに前進する。
 - 緑旗： 20秒後、ホイッスル1声と同時に緑色の旗が提示されて行射が開始され、2分または4分の制限時間の計時が開始される。
 - 黄旗： 残り時間が30秒になったときに黄旗が提示される。
 - 赤旗： 2分または4分の制限時間が終了した時、または全ての競技者の行射が終了した時に、ホイッスル2声と赤旗の提示によって行射の終了が合図され、次の立順の競技者がシューティングラインに前進する。得点記録のための合図は、ホイッスル3声で示される。行射を黄旗のみで管理するときには、残り時間が30秒になった時に黄旗を提示し、その他の時間には旗を提示しない。
14. 何らかの理由によりエンドの途中で行射が中断されたときには、制限時間が延長され、1射につき40秒が与えられる。ただし、オリンピックラウンドの決勝ラウンドを除く。
15. 弓具故障、予期せぬ医学的問題のために、行射の順序を一時的に変更することができる。シューティングライン上で用具異常、予期せぬ医学的問題に気づいたときには、競技者は1歩後退し、同時に赤旗で審判員に知らせる。

審判員は、競技者が正当な理由によってラインを離れたことを確認し、その競技者がそのエンドの矢を射ち残していることを、ディレクターオブシューティングが採点のために前進する合図を与える前に連絡する。このことは、拡声器によって放送される。ただし、オリンピックラウンドの決勝ラウンドを除く。
16. 主催者は、女子と男子が別々に、同一の標的を異なった時間帯に行射するよう指定することができる。

第30条 行射の管理と安全

1. 必要と判断した場合、あらゆる適切な安全策を設けて競技を実行する。
2. 観客が競技場を囲む柵の後方に留まるように注意を払う。主催者は、その裁量により、ディレクターオブシューティングの職務遂行の助けとして補佐を指名することができる。
3. 5回以上の連続的な信号音は、すべての行射の中止の合図である。行射再開の合図は、音響信号1声と与えられる。

4. 競技者は、シューティングライン上にある時以外は、矢がつがえてあるか否かにかかわらず弓を引いてはならない。
弓に矢がつがえられているときには、標的の前方及び後方の安全を確認した後にのみ、標的に向かって弓を引きことができる。
競技者が、競技場内で練習時間終了を告げられた後または競技会の各距離の間、及びラウンドの間の休憩中に矢をつがえて弓を引き、故意または偶然に発射したときには、次のエンドに発射された得点記録されるべき矢として取り扱われる。
得点記録員は、競技者のスコアカードにそのことを記載し、そのエンドに的中した矢の得点を記載した後に、審判員が当該競技者と確認して最高得点を削除する。
5. 競技中は、行射の順番にあたる競技者のみがシューティングラインに立ち、他のすべての競技者は用具と共にウェイティングラインの後方で待機する。行射の終了した競技者は、ただちにウェイティングラインの後方に後退しなければならない。ただし1立の競技の場合、望遠鏡等をシューティングライン上に残しておいてもよい。
6. 競技者は、持ち主の許可を得ないで他人の用具に触れてはならない。悪質な場合には、失格の対象となりうる。
7. 競技会に遅刻した競技者は、すでに行射された数の矢を補充することはできない。
8. ディレクターオブシューティングは審判長および競技委員長と協議の上で、例外的な状況の場合には、制限時間を延長する権限を有する。この特例を採用する場合には、実施する前に競技者に通知しなければならない。
このとき、最終成績表に、この特例を採用した理由を記さなければならない。時間管理装置が使用されている場合には、残り時間を警告する30秒間は変更されない。
9. 競技者は、弓を引き戻す時、いかなる場合であっても、矢をセーフティゾーンまたは安全管理用設置物(オーバーシュートエリア、ネット、壁等)を越えると審判員が判断するような戻し方をしてはならない。
競技者が、この戻し方を続ける場合には、安全のために、ただちに審判長、競技委員長及びディレクターオブシューティングから行射の中止と競技場からの退去を命ぜられる。

第6章 得点記録

第31条 得点記録員

得点記録員は、競技者が兼ねて行う。標的を同じくするほかの競技者は、得点の記録、得点となった矢の確認等、相互にその責任をもつものとする。異議があるときは審判員を呼び、その審判員が最終判定を行う。

第32条 得点記録の回数

90、70、60mの距離では6射毎、50、30mの距離では3射毎に得点記録を行う。

第33条 得点記録

1. 得点記録をコンピューター等で処理する場合、手書きのスコアカードも使用されなければならない。この場合、コンピューター等と手書きのスコアカードに差異が生じた場合は、手書きのスコアカードに記載されたものを公式の得点とする。
2. 得点記録員は、その矢を所有する競技者の呼称にしたがって、高い得点から順にスコアカードに記入する。その標的の他の競技者は、呼称される矢の得点を確認する。
3. その標的上にあるすべての矢の得点が記録されるまで、矢または標的のいずれにも触れてはならない。
4. 矢は、標的面上のシャフトの位置によって得点が記録される。矢のシャフトが2つの色環帯または得点帯を区分する境界線に触れているときは、高い方の得点として記録される。境界線または2つの色環帯が接している部分の標的面が破損して欠けているとき、または矢によって分割線の位置が歪んだときには、その箇所到的中した矢の得点の判定には、想像上の分割線が使用される。
5. 矢を得点記録し、標的から抜き取るときに、すべての矢の的中孔に適切な印が付けられなければならない。
バットレスに埋没し、標的面から見えない矢は、審判員によってのみ得点が判定される。
6. 矢の当り方と得点は次の通りである。
 - ・ 跳ね返り矢は、全ての矢の的中孔に印が付けられていて、印のある的中孔と印のない的中孔との区別が付く限り、標的面に残った的中孔で得点を与えることができる。
 - ・ 継ぎ矢が生じたときには、継ぎ矢された矢と同じ得点とする。
 - ・ 他の矢に当り、それで標的に当たった矢は、標的面への的中箇所によって得点を与える。
 - ・ 標的面に当たっている矢に当り、跳ね返った矢は、当てられて損傷した矢の確認ができれば、当てられた矢の得点を与える。
 - ・ その競技者の標的面以外の標的面に当たった矢は、得点とならない。
 - ・ バットレスを完全に貫通した矢は、すべての矢の的中孔に印が付けられていて、印のない的中孔が確認できるときは、標的面のその的中孔によって得点を記録する。
 - ・ シューティングレーンまたは標的の後方で発見された矢は、それが跳ね返り矢または貫通矢と申告された場合、標的に当たっていたか否かの判定は審判員の判断による。また跳ね返り矢または貫通矢が発生し、標的面に2個以上の印のない的中孔がある場合は、最低得点帯にある的中孔をその競技者の得点とする。
7. 得点記録に用いる数字及び文字は次の通りとする。
M(0)、1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、X(インナー)

8. 射場長及び審判員は、得点記録後行射再開の合図をする前に標的面に矢の取り残しのないことを確認する。もし、矢の取り残しがあっても行射は中断されない。取り残した矢を所有する競技者は、他の矢を用いてそのエンドの行射を終了するか、或いは、そのエンドは行射せずその距離終了後に行射できなかった矢数だけ補充する。このときの得点記録には、審判員が関与し、最初に取り残した矢とスコアシートの記録とを照合し、得点となる矢を確認する。
9. 競技者が、矢を標的付近の地上に置き忘れる等によって残してきたときは、その競技者が、行射前に審判員にその旨報告することによって、他の矢を用いて行射することができる。審判員は、これを確認する。
10. 競技者は、特別の事情があるときには、審判員の許可を得て所属するチームの監督又はその競技者と同じ標的を使用する他の競技者に得点記録を委託することができる。
11. スコアシートに、競技者と得点記録員が署名を行って、競技者がそれぞれの矢の得点（素点）に同意したことを確認する。得点記録員も競技に参加しているときには、得点記録員のスコアシートには同じ標的の他の競技者が署名する。

第34条 競技者の失格

競技委員長又は審判長は、次の事項に該当する競技者に対してその競技会における失格を宣言することができる。

1. 不正の手段で高い得点を挙げたと認められたとき。
2. 大会の秩序を乱し、もしくは審判員の指示または制止に従わず、または故意に無視したと認められたとき。
3. 競技委員長または審判長が前項の規定により失格を宣言したときには、主催者は速やかに本連盟に報告しなければならない。

第35条 疑義、抗議及び異議の申し立て

1. 競技者は、標的に当たった矢の得点に疑義が生じたときにはいずれの矢も標的から抜き取られる前に審判員を呼び、その審判員によって最終判定を行う。
2. 矢が標的から抜かれる前に発見されたスコアカードの記載の間違いは訂正することができる。ただし、訂正は、矢を抜き取る前に審判員が確認しスコアカードにサインしなければならない。その他のスコアカードの記載に関する問題も、審判員に付託される。
3. 標的面が著しく損傷または汚れていたり、競技場の設備に不備があるときには、競技者またはチームの監督は、審判員に欠陥のある箇所を修理又は交換を求めることができる。
4. 行射または競技者の行為に関する疑義は、競技会の次のステージに進む前に審判員に提起しなければならない。
5. 競技会のその日ごとの速報に関する疑義は、不当に遅れることなく審判員に提起され、いかなる場合も、賞の授与の前に訂正されるよう提起されなければならない。

第36条 順位の決定

順位は、全ての距離の得点の合計によって決定される。但し、得点と同点の場合、順位は次のようにして決定される。

個人戦及び団体戦のとき

- a. ヒット数の最も多いもの。
- b. 10点の数の最も多いもの。
- c. X(インナー10)の数の最も多いもの。
- d. これでもまだ同点の場合、同順位とする。

第4部 フィールドアーチェリー競技規約

第1章 総則

- 第1条 適用
- 第2条 競技種目
- 第3条 参加資格

第2章 競技場のレイアウトと設備

- 第4条 競技場のレイアウト
- 第5条 標的
- 第6条 標的面

第3章 競技者の用具

- 第7条 競技者の使用できる用具
及び用具の検査
- 第8条 弓
- 第9条 弦
- 第10条 アローレスト等
- 第11条 照準器
- 第12条 スタビライザー
- 第13条 矢
- 第14条 グラブ、タブ等
- 第15条 双眼鏡、望遠鏡、眼鏡
- 第16条 その他の用具
- 第17条 フィールドアーチェリーの
用具の特則

第4章 競技役員

- 第18条 競技役員
- 第19条 大会委員長・副委員長の
任務
- 第20条 総務の任務
- 第21条 射場長の任務
- 第22条 審判長の任務
- 第23条 審判員の任務
- 第24条 記録員の任務
- 第25条 採点者の任務

第5章 競技方法

- 第26条 行射
- 第27条 立ち順及び行射時間
- 第28条 行射の管理と安全

第6章 得点記録

- 第29条 採点
- 第30条 競技者の失格
- 第31条 疑義、抗議及び異議の申
し立て
- 第32条 順位の決定

第4部 フィールドアーチェリー競技規約

第1章 総則

第1条 適用

本競技規則は、本連盟主催で行われる FITA フィールドアーチェリーの競技に適用される。

第2条 競技種目

1. フィールドアーチェリーラウンドは、24標的を各3射ずつ計72射行射することによって行われ、従来からの考え方と同様に、地形の変化による照準や行射の困難さとそのための習熟が要求されるようにコースに沿って配置される。
2. アンマークドコースのユニット

標的の数	標的面の直径(cm)	最短距離～最長距離(m)
		赤色のポスト
3	20	10～15
3	40	15～25
3	60	20～35
3	80	35～55

マークドコースのユニット

標的の数	標的面の直径(cm)	射距離(m)		
		赤色のポスト		
3	20	10	15	20
3	40	20	25	30
3	60	35	40	45
3	80	50	55	60

第3条 参加資格

本連盟が所管する競技会に参加しようとする者は、本連盟所定の登録競技者であり、別に定められる「競技者規定」による「競技者」でなければならない。

第2章 競技場のレイアウトと設備

第4条 競技場のレイアウト

1. コースは、無用な困難さや危険を感じたり、無駄な時間を費やすことなく、シューティングポスト及び標的に容易に移動できるように配置する。コースの設定に当たっては、競技中に、大会関係者のための安全な抜け道を設けることが望ましい。

2. 第1章第2条第2項に規定する標的は、最も変化に富み、地形の変化を最大限に利用するようにレイアウトするが選手の集合位置からもっとも遠いポストまでを1km以内とし、通常の歩行で15分を越えてはならない。またコースは海拔1800mを越えてはならず、コース内の高低差は100m以上となつてはならない。
3. すべての標的において、少なくとも2名の競技者がポストの両側で同じに行射できるように、各部門ごとに1個のポストまたはマークを設置する。
4. すべてのポストに番号を付け、その標的の標的番号と、マークユニットではその距離を表示する。ポストの位置を表示する杭は、赤色とする。距離表示は杭に取り付けてよいものとする。
5. コースに沿って移動する際の安全と容易さを確保するために、標的から次の標的への道順を示すはっきり見える案内表示を適当な間隔で設置する。

第5条 標的

1. 40cm標的面はバットレスに4枚を四角形に貼る。20cm標的面は、バットレスに12枚を縦に3枚ずつ横4列に貼る。
マークドコースでは、60cm標的面はバットレスに2枚貼ることが出来る。この場合2つの標的面の中心は水平になるように設置する。
2. ポストから標的面までの距離の許容誤差は、15m以下の距離では、±25cm、15mを超える距離では±1mとする。ただし、マークドコースの距離は、±2mまで調整することができる。この場合には、正しい距離がポストに表示され、距離の測定は地上から1.5～2mの位置で、正確な測定器具を使用し測定する。
3. バットレスには、標的面の最低得点帯の外側に5cm以上の余裕があるように標的面を貼る。ただし、40cmおよび20cm標的面は、バットレスの寸法によってはこの限りでない。
4. 標的面のどの部分も、地表から15cm以下となつてはならない。
5. バットレスは、どのような地形であっても、競技者が射ちやすくするために全面が見えるようにし、かつポストに立った競技者の視線に対してほぼ直角に設置する。
6. すべての標的には連続する番号が付けられる。番号は、文字の高さが20cm以上で、黄色地に黒色文字または黒色地に黄色文字とし、その標的のポストの手前5～10mに設置する。この位置は、行射の順番を待つ競技者の待機場所を兼ねる。待機場所はシューティングポストにいる競技者が見える位置に設置するものとする。
7. 標的面は、他の大きな標的面の上に貼ってはならず、照準点となり得るいかなる目印もバットレスまたはその手前の地表にあつてはならない。

第6条 標的面

1. アンマークドコースおよびマークドコースのいずれにおいても、FITA フィールド標的面が使用される。

2. FITA フィールド標的面は、黄色のセンタースポットと4個の等間隔の得点帯からなっている。

地の色は白色で、5点の得点帯は黄色で、インナー5も同様に黄色とし、この2つの得点帯は、太さ1mm以下の黒線で分割される。

その他の得点帯は黒色で、4個の得点帯に、太さ1mm以下の白線で分割される。

いずれの分割線も高い方の得点帯に含まれる。スポットの中心に、細線で×印が描かれる。

3. 標的面は次の4種類とする。

得点帯の色	得点	標的面の直径(cm)				許容誤差(mm)
		20cm 標的面	40cm 標的面	60cm 標的面	80cm 標的面	
黄色	インナー5	2	4	6	8	1
黄色	5	4	8	12	16	1
黒色	4	8	16	24	32	1
黒色	3	12	24	36	48	3
黒色	2	16	32	48	64	3
黒色	1	20	40	60	80	3

第3章 競技者の用具

第7条 競技者の使用できる用具及び用具の検査

- この章における条項は、競技者が競技会で使用することができる用具について定める。
- もし、審判員の検査を受けていない用具を使用する必要があるときには、競技者は、自分の責任において、使用前にその用具を審判員に提示して検査を受けなければならない。
- 本競技規則に違反する用具の使用が発見された競技者は、それまでの得点のすべてを失う。もしくは失格とすることができる。

第8条 弓

- 弓は、ターゲットアーチェリーで使用される弓という一般通念および語義に適合している限りどのような形式のものも使用することができる。すなわち、弓は、ハンドル(グリップ)、ライザー(シュートスルータイプは不可)、および両先端にストリングノックが設けられた2本の弾力性のあるリムによって構成された器具である。弓は、リムの最先端に設けられた2個のストリングノックの間に、ただ1本の弦を直接掛けるように張って使用し、引くときには、一方の手でハンドル(グリップ)を握り、他方の手の指で弦を引き、保持(ホールドバック)し、リリースする。
- ブレース付のハンドルは使用することができる。ただし、そのブレースが競技者手または手首に接してはならない。
- 多色に塗り分けたハンドルおよびアッパーリムの内側に商標のある弓は使用することができる。

第9条 弦

1. 弦は、その目的にかなった材質の原糸を使い、好みの本数や色を合わせて作ることができる。
2. 弦には、引き手の指を掛けるためのセンターサービング、必要ならば矢のノックをつがえるために追加のサービングを巻いた1ヶ所のノッキングポイントと、その位置を決めるための1個または2個のノックロケーターおよび弓を張るときにストリングノックにはめるためのループを両端に有している。
3. その他にリップマークまたはノーズマークとして1個の付着物を弦に付けることが許される。
4. 弦のサービングの端は、フルドロウのとき、競技者の視野内に入ってはならない。また、弦にはピープホール、目印またはその他一切の照準の助けになるものがあってはならない。

第10条 アローレスト等

1. 調整可能なアローレスト、および移動可能なプレッシャーボタン、プレッシャーポイントまたはアロープレートは、それぞれ1個のみ、弓に取り付けて使用することができる。
2. ただし、これらは電気的または電子的な装置ではなく、照準の助けとなるものであってはならない。
3. プレッシャーポイントは、弓のハンドルのスロート部(ピボットポイント)から4cm後方(内側)以内の位置とする。
4. ドローチェックインジケーターは、電気的または電子的な装置ではなく聴覚、視覚または両者の組み合わせによるものを1個のみ使用することができる。

第11条 照準器

照準に使用する照準器(ボウサイト)は、1個のみ使用することができる。照準のために弓に取り付けられた照準器は、左右方向の調整と上下方向の位置決めをすることが許され、以下の条件に適合したものでなければならない。

1. プリズム、レンズまたはその他の光学的拡大装置、水準器、または電気的または電子的な装置が組みこまれていないものであって、2個以上の照準点を有していないこと。
2. 照準器を固定するためのエクステンションは、1個のみ使用することができる。
3. 距離の指標を付けたプレートまたはテープは、弓に取り付けることができる。しかし、どのような場合でも、追加の照準点となるものであってはならない。
4. アンマークドコースでは、距離測定のための目的のため、サイトパーツを改造してはならない。
5. エイミングの視線上にあるサイト(トンネル、チューブ、サイトピン、またはその他の延長された同様のパーツ)の全長は2cmを超えてはならない。

6. ファイバーオプティックのサイトピンの使用は認められる。一方の先端部がフルドロー時に競技者の視線の外側に取り付けられ、もう一方が競技者の視線内にある場合、曲がる前の直線部分が2cmを超えていなければ、全長が2cmを超えてもよい。なおフルドロー時、光る照準点は1点でなければならない。

第12条 スタビライザー

弓に取り付けたスタビライザー(複数)および TFC(トルクフライトコンペンセイター)(複数)は使用することができる。ただし、以下の条件に適合すること。

1. 弦のガイドとならないこと。
2. 弓以外の物に触れていないこと。
3. シューティングポスト上で他の競技者の障害とならないこと。

第13条 矢

1. 矢は、ターゲットアーチェリーで使用される矢という一般通念および語義に適合している限り、どのような形式のものも使用することができる。ただし、標的面またはバットレスに不当な損傷を与えるものであってはならない。
2. シャフトの最大直径は9.3mmを越えてはならない。矢の直径が9.3mmの場合、そのポイントの最大直径は9.4mmあってもよい。
3. 矢は、ヘッド(ポイント)の付いたシャフト、ノック、および羽根とからなり、クレストを付けてもよい。
4. 各競技者の1個の標的(同じ番号の標的)に使用する3本の矢は、同じ色のシャフト、同じ形状および色の組み合わせの羽根、同じ色のノックとし、クレストを付ける時には同じ色の組み合わせの模様とする。

第14条 グラブ、タブ等

1. フィンガーストールまたはフィンガーチップ、グラブ、またはシューティングタブまたはテープ(プラスター)のような指の保護具を、弦を引き保持(ホールドバック)し、リリースするために使用することができる。ただし、これらは、弦を引き、保持し、リリースの助けとなる装置があってはならない。
2. アンカーリングのために、指の保護具(タブ)に設けたアンカープレートまたは同様の装置は使用することができる。
3. 矢を挟み付けないために指の間に設けたセパレーターは使用することができる。
4. 押し手に、通常の手袋、ミトンまたはこれと同様なものを着用することができる。ただしグリップに固定または直結してはならない。

第15条 双眼鏡、望遠鏡、眼鏡

1. 双眼鏡、望遠鏡およびその他の光学器具は、矢の的中を確認するために使用することができる。ただしシューティングポスト上で他の競技者の障害となってはならない。

2. 通常必要とする眼鏡または競技用の眼鏡およびサングラスは使用することができる。ただし、マイクロホールレンズまたは同様な装置、およびどのような形であっても照準の助けになる印が付いた眼鏡は使用することができない。
3. 的を狙わない側の目を隠すために片側のレンズを全面的に覆いまたはテーピングした眼鏡、およびアイパッチは使用することができる。

第16条 その他の用具

次の用具は使用することができる。

アームガード、チェストガード(ドレスシールド)、ボウスリング、ベルトクイーバー、グラウンドクイーバー、タッセル、地上から1cm以下の高さのフットマーカ、リムセーバー、電気または電子によらない風向表示装置(軽いひも状のもの)を用具に付着してもよい。

第17条 フィールドアーチェリーの用具の特則

1. 双眼鏡およびその他の光学機器は、フィールドラウンドの競技中にいつでも使用することができる。ただし、目盛りの入ったレンズおよび距離を測定するためのどのような装置も組み込まれたものであってはならない。
2. 次の用具を使用することはできない。
 - ・ フィールドコース内での通信装置(携帯電話を含む)、ヘッドホン及びイヤホン等を使用した装置。
 - ・ 競技者の用具としてこの競技規則に記載されていない距離の測定器またはその他の距離あるいは角度測定装置手段。
 - ・ すべての記載されたメモ類、ただし、競技者が通常の照準器の位置を記載したものおよび個人的な得点の記録を除く。
 - ・ 電子的な記憶装置。

第4章 競技役員

第18条 競技役員

競技会には次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-------------------|
| 1. 大会委員長 | 1名 |
| 2. 大会副委員長 | 1名 |
| 3. 総務 | 若干名 |
| 4. 射場長 | 1名 |
| 5. 審判長 | 1名 |
| 6. 審判員 | 若干名 |
| 7. 記録員 | 若干名 |
| 8. 採点者 | 若干名(各グループの競技者が行う) |
| 9. その他 | 若干名 |

第19条 大会委員長、副委員長の任務

1. 競技会を統括する。
2. 競技会における全ての紛争や抗議についての最終決定を行う。
3. 競技役員を統括し、競技規則を遵守させる。
4. 大会副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときこれを代行する。

第20条 総務の任務

1. 競技会の準備、競技日程及びプログラムを作成する。
2. 競技会の全般を管理し、進行状況を管理する。
3. 役員の任務遂行状況を把握し、必要なときには、その代行者を指名する。

第21条 射場長の任務

1. コースのレイアウトに関して、必要と思われる安全基準を設け、これを実施する。
2. 競技者及び役員に、コース内における安全及び行射に関して必要と認められる事項について説明する。
3. 観客その他の人がコース内に立ち入らないように監督、指導する。

第22条 審判長の任務

1. 審判員を統括し、競技者に競技規則を遵守させる。
2. コース内の設備、競技者の用具、行射及び得点記録等、競技に関する事項を統括し、紛争や抗議を裁定する。
3. 天候の状態や重大な事故の発生等によって必要となったときには、大会委員長、射場長と協議して競技を中断することができる。ただし、それぞれの日のプログラムは、その日のうちに終了させるよう努める。

第23条 審判員の任務

1. コースのレイアウト、距離及び設備を点検する。
2. 競技開始前、及び競技会の中に随時競技者全員の用具を点検する。
3. 矢の得点を判定する。
4. 行射を管理し、異議が生じたときはこれを解決する。
5. 競技者のコース内の設備に関する要求について検討する。

第24条 記録員の任務

1. 得点を集計し、順位を決定する。
2. 競技会の記録を整理し、発表する。

第25条 採点者の任務

第6章第29条参照

第5章 競技方法

第26条 行射

1. 各競技者は、シューティングポストを通過し、標的に平行な想像上のラインの後方のそれぞれの行射位置で、立ってまたは膝を着いて可能な限りポストに近づきポストの後方より行射する。(約1mまでの距離内なら許可される。)
2. 行射の順番を待つ競技者は、シューティングライン上の競技者の十分後方で待機すること。
3. 競技者は、そのグループの全競技者の行射が終了するまで標的に近づいてはならない。
4. 次の矢を除き、どのような事情があっても再発射することはできない。
 - ・ 行射位置に対する両足の位置を動かさないうで、競技者が自分の弓で触れることができる矢。ただし、跳ね返り矢を除く。
 - ・ 標的の面またはバットレスが倒れたとき。

審判員は、必要と判断した場合、該当する矢数に応じて行射時間を与える。バットレスが滑り落ちただけの場合には、その措置は審判員の判断に一任される。
5. 各発射位置に配置された1個のポストまたはマークから、少なくとも2名の競技者が並んで行射する。
6. 主催者は、各グループが行射を開始する標的を指定する。
7. 競技会の期間中、競技者は他の競技者とアンマークドコースの距離について話をしてはならない。
8. 弓具が破損した場合、予備弓具を使用してもよく、また他の競技者より借りた弓で競技することができる。

第27条 立ち順及び行射時間

1. 競技者は、4名以下のグループで行射し、3名未満となってはならない。各グループは、可能な限り、同じ人数とする。

競技者の人数がコースの通常に収容できる人数を超えた場合には、追加のグループを構成し、フィールドに分散して配置する。
2. 競技者はゼッケン番号を付け、それぞれのグループが指定された行射を開始する標的および各グループ内の行射の順序を表示する。

1A、1B、1C、1D－2A、2B、2C、2D等
3. 各グループは、以下の順序で行射する。
 - a. 標準の4名のグループの場合には、2名の競技者がポストに並んで同時に行射する。
 - b. ゼッケン番号の低い2名の競技者が最初の組として行射し、他の2名の競技者は次の組として行射する。
 - c. 各組のゼッケン番号の低い競技者がポストの左側から、他の競技者は右側から行射する。

- d. 行射の順序は各標的ごとに各組交互に交代するものとする。
AB-CD、CD-AB、AB-CD等。
 - e. グループ内の全競技者が同意した場合、競技の開始前に前各号の組み合わせおよび行射位置を変更することができる、競技中決定した変更事項は変えることができない。
 - f. 1グループ3名の場合には、ゼッケン番号の低い2名の競技者が最初の組として行射し、他の1名を次の組として行射する。
AB-C、C-AB、AB-C等。
 - g. 1名の組の行射位置はつねにポストの左側とする。
 - h. ポストに十分な広さがあるときには、グループ内の全部の競技者が同時に行射することができる。
4. 40cm標的面は、4個の標的面を四角形に配置する。最初に行射する順番の2名の競技者のうち、左側の競技者が上段左側の標的面を行射し、右側の競技者が上段右側の標的面を行射する。次に、2番目に行射する順番の2名の競技者のうち、左側の競技者が下段左側の標的面を行射し、右側の競技者が下段右側の標的面を行射する。
5. 20cm標的面では、最初に行射する順番の2名の競技者のうち、左側の競技者が左から1列目の標的面を行射し、右側の競技者が左から3列目の標的面を行射する。次に、2番目に行射する順番の2名の競技者のうち、左側の競技者が左から2列目の標的面を行射し、右側の競技者が左から4列目の標的面を行射する。
各競技者は、それぞれの標的面に1射ずつ、どのような順序で行射してもよい。
6. 各グループは、別々の標的から同時に行射を開始するように指定され、開始した標的の前の標的で行射を終了する。
7. 用具の故障、予期せぬ医学的な問題が発生した場合には、行射の順序を一時的に変更することができる。医学的な問題については、医師の判定を必要とする。
ただし、どのような場合にも、故障した用具を交換、快復するのに30分以上かけてはならない。
ただし、主催者が決定して事前に発表することによって、この制限時間をより短く制限することができる。
そのグループの他の競技者は、次のグループが通過する前に行射を終了して採点する。
- 制限時間内に交換が終了した場合には、競技者は、その標的で行射すべき残りの矢を補充する。制限時間内以後に交換または修理が終了した場合、その競技者はグループに再び加わることが出来るが、その間にそのグループがすでに行射した数の矢を補充することは出来ない。
8. 主催者または審判員、またはその両者にグループの順番の変更について通知した場合には、そのグループの競技者は、他のグループを先に行射させて通過させることができる。

9. 競技者はラウンド中そのグループまたは他のグループに対して不当な遅れを生じさせたとき、審判員は口頭で警告を与えその後計測することができる。この場合1標的について4分間の制限時間とし、行射可能になるとすぐに計測を開始する。

制限時間を超えた競技者を認めた場合は、スコアカードに警告の時間と署名をし注意を与える。その競技のステージ中に2回目およびそれ以降のすべての警告に対しその競技者はその標的の最高得点の矢が削除される。

特別の事情がある場合には、制限時間は延長される。

第28条 行射の管理と安全

1. 競技者は、弓を引き戻すとき、いかなる場合であっても、矢をセーフティゾーンまたは安全管理用設置物(オーバーシュートエリア、ネット、壁等)を越えると審判員が判断するような戻し方をしてはならない。

競技者が、この戻し方を続ける場合には、安全のために、直ちに審判員から行射の中止と競技場からの退去を命ぜられる。

2. 競技者は、持ち主の許可を得ないで他人の弓具に触れてはならない。悪質な場合には、失格の対象となりうる。
3. 逆光で見えない場合、グループのほかのメンバーが最大A4サイズの日除けを準備し使用してもよい。
4. コース内においては禁煙とする。

第6章 得点記録

第29条 採点

1. グループ内でもっとも低いゼッケン番号の競技者がグループリーダーとなり、そのグループを統率する、2番目・3番目に低いゼッケン番号の2名の競技者が得点記録員となり、4番目の競技者が的中孔に印を付ける。

また、3名の競技者ではグループリーダーが的中孔に印を付ける。

2. 得点記録は、そのグループのすべての競技者が行射を終了した後に行われる。
3. 得点記録員は、スコアカードの正しい標的番号の横に、その矢を所有する競技者の呼称にしたがって、高い得点から順に記入する。そのグループの他の競技者は、呼称される矢の得点を確認する。

矢が抜き取られる前に発見されたスコアカードの間違ひは、訂正することができる。

4. 得点記録員は、矢が抜き取られる前に得点と矢を照合する。
5. その標的上のすべての矢が記録され、得点を確認されるまで、矢または標的面のいずれにも触れてはならない。

6. 矢は、標的面上のシャフトの位置によって得点が記録される。矢のシャフトが2つの色環帯または得点帯を区分する境界線に触れているときは、高い方の得点として記録される。間違っただけの標的に射された矢は、得点とならない。
もし、20cm標的面に2本以上の矢が的中したときには、その矢はそのエンドの一部と見なされ最も低い得点の矢を記録する。その標的面の他の矢はMと採点される。
7. 境界線または2つの色環帯が接している部分の標的面が破損して欠けているとき、または矢によって分割線の位置がゆがんだときには、その箇所の中射した矢の得点の判定には、想像上の分割線が使用される。
8. 矢を得点記録し、標的から抜き取るときに、すべての的中孔に適切な印が付けられていないときには、バットレスから跳ね返り、または完全に貫通した矢は得点とならない。ただし、以下の場合を除く。
 - ・ もし、そのグループの全部の競技者が、バットレスから跳ね返り、または完全に貫通した矢の得点について同意した場合は、その矢は同意された得点とする。
 - ・ もし、そのグループの全部の競技者が、バットレスから跳ね返り、または完全に貫通したことに同意したが、その得点について同意できなかった場合は、標的面上の印のない的中孔の最も低い得点をその矢の得点とする。
 - ・ もし、そのグループの全部の競技者が、バットレスから跳ね返り、または完全に貫通したことに同意しなかった場合は、その矢は得点とならない。
9. 3本を越えた同一競技者の矢が、標的面または標的付近で発見された場合は、もっとも低い得点の3本の矢だけが採点される。繰り返してこれが発見された競技者は失格とされることがある。
10. 矢が的中したとき、
 - ・ 継ぎ矢は、当てられた矢と同じ得点を記録する。
 - ・ 他の矢に当り、それで標的面に当たった矢は、標的面のその矢の位置で得点を記録する。
 - ・ 他の矢に当たり、跳ね返った矢は、当てられて破損した矢の確認ができれば、当てられた矢と同じ得点を記録する。
 - ・ その競技者の標的面以外の標的面に当たった矢は、得点とならない。
11. スコアカードに得点記録員と競技者がサインすることによって、競技者がそれぞれの矢の得点(素点)に同意したことを示す。得点記録員のスコアカードには、同じグループの他の競技者がサインする。総合得点に間違いがあった場合、最低得点矢による合計得点で確定される。

第30条 競技者の失格

競技委員長又は審判長は、次の各号に該当する競技者等に対して、その競技会における失格を宣言することができる。

1. 不正な手段で高い得点を挙げたと認められたとき。
2. 大会の秩序を乱し、もしくは審判員の指示または制止に従わず、または故意に無視したと認められたとき。

3. 競技委員長又は審判長が前項の規定により失格を宣言したときには、主催者は速やかに本連盟に報告しなければならない。

第31条 疑義、抗議及び異議の申し立て

1. フィールドアーチェリーにおいては、競技者は標的に当たった矢の得点に疑義が生じたときは、いずれの矢も標的から抜き取られる前に、審判員に判定を求める。矢が標的から抜かれる前に発見されたスコアカードの記載の間違ひは、その標的のすべての競技者が同意すれば訂正することができる。訂正は、その標的のすべての競技者が確認し、スコアカードにサインしなければならない。その他のスコアカードの記載に関する問題も、審判員に委託される。
2. フィールドアーチェリーの競技において、競技者がすでに行射し終わった標的で、寸法の異なる標的面に交換され、またはポストの位置が移動されたことが発見されたときには、その標的の得点は、すべての競技者の得点の対象から除外される。1個またはそれ以上の数の標的が除外されたときには、残りの数の標的でラウンドのすべてが行われたものとする。
3. 標的面が著しく損傷または汚れていたり、競技場またはコースの設備に不備があるときには、競技者またはチームの監督は、審判員に欠陥のある個所の修理または交換を求めることができる。
4. 行射または競技者の行為に関する疑義は、競技会の次のステージに進む前に審判員に提起しなければならない。
5. 競技会のその日ごとの速報に関する疑義は、不当に遅れることなく審判員に提起され、いかなる場合にも、賞の授与の前に訂正されるよう提起されなければならない。

第32条 順位の設定

得点と同点の場合、順位は次のようにして決定する。

- (a) ヒット数の最も多いもの。
- (b) 5点の数の最も多いもの。
- (c) X(インナー5)の数の最も多いもの。
- (d) これでもまだ同点の場合、同順位とする。

第5部 インドアアーチェリー競技規約

第1章 総則

- 第1条 適用
- 第2条 競技種目
- 第3条 参加資格

第2章 競技場のレイアウトと設備

- 第4条 競技場のレイアウト
- 第5条 標的
- 第6条 標的面
- 第7条 時間管理装置
- 第8条 その他の機材

第3章 競技者の用具

- 第9条 競技者の使用できる用具及び用具の検査
- 第10条 弓
- 第11条 弦
- 第12条 アローレスト等
- 第13条 照準器
- 第14条 スタビライザー
- 第15条 矢
- 第16条 グラブ、タブ等
- 第17条 双眼鏡、望遠鏡、眼鏡
- 第18条 その他の用具

第4章 競技役員

- 第19条 競技役員
- 第20条 大会委員長・副委員長の任務
- 第21条 総務の任務
- 第22条 射場長の任務
- 第23条 審判長の任務
- 第24条 審判員の任務
- 第25条 記録員の任務
- 第26条 得点記録委員の任務

第5章 競技方法

- 第27条 行射
- 第28条 立ち順及び行射時間
- 第29条 行射の管理と安全

第6章 得点記録

- 第30条 得点記録委員
- 第31条 得点記録
- 第32条 競技者の失格
- 第33条 疑義、抗議及び異議の申し立て
- 第34条 順位の設定

第5部 インドアアーチェリー競技規約

第1章 総則

第1条 適用

本競技規則は、本連盟主催で行われる FITA フィールドアーチェリーの競技に適用される。

第2条 競技種目

18mインドアターゲットアーチェリーラウンドは、すべての種別において、40cm標的面または40cm三つ目標的面を使用し、60射を行射する。

第3条 参加資格

本連盟が所管する競技会に参加しようとする者は、本連盟所定の登録競技者であり、別に定められる「競技者規定」による「競技者」でなければならない。

第2章 競技場のレイアウトと設備

第4条 競技場のレイアウト

1. 競技場は四角形に区切られ、距離は各標的面の中心の直下の位置からシューティングラインまでを正確に計測する。距離の許容誤差は、±10cmとする。
2. ウェイティングラインは、シューティングラインの3m以上後方の位置に設置する。必要なときには、ダブルウェイティングライン等を設置することができる。
3. 同一レーンで同時に行射する競技者は2名までとし、その幅は、1競技者あたり80cm以上となるように、160cm以上とする。ただし1枚の畳に横に3個の標的面を貼るときには、同一レーンで同時に行射する。
競技者は3名までとし、レーンの幅は、240cm以上とする。
このレーンを分割する線は、4個または6個の標的ごとに引くものとする。
4. 光源は、自然光あるいは人工照明のいずれでもよいが、標的面の明るさには十分に配慮すること。
5. 競技場の大きさによって必要なときには、観客が立ち入らないように、適当な柵を競技場の周囲に設ける。この柵は、最外側のシューティングラインの端から10m以上、ウェイティングラインの後方は5m以上離れた位置とし、ターゲットラインの後方には、観客が立ち入れないようにしなければならない。
ただし、ロープを張り、または床上に線を引いて、柵に代えることができる。
競技場の大きさによって側面の柵を設ける必要がないときには、観客はウェイティングラインの後方に設けられた柵を越えてはならない。
6. シューティングライン前方3mの位置に3mラインを設置する。

第5条 標的

1. 標的は垂直から約15度後傾までの任意の角度で設置する。ただし、1列に並べられた標的は、すべて同じ角度とする。

各標的には標的番号が付けられる。

2. 単一標的面の中心、または縦三つ目標的面の中央の標的面の中心は床上130cmの高さとする。三角三つ目標的面を使用するときには、標的面の下側の2つの標的面の中心の高さを床上130cmとする。

40cm単一標的面または三角三つ目標的面を上下2段に設けるときは、上段の中心は最高で床上162cmとする。下段の中心は最低で床上100cmとする。三角三つ目標的面を使用する場合、最高の位置は上段の中心、最低の位置は下段の中心を基準とする。同一の高さの2つの標的面の得点圏間の距離は、最低10cmとする。

40cm縦三つ目標的面、4枚または3枚の設置のとき、中段の中心を床上130cmとする。4枚使用の場合、2列目と3列目の得点圏間の距離は最低10cmとし1列目と2列目、3列目と4列目の間隔は5cm以内とする。3枚使用の場合、各列の得点圏間の距離は最低10cmとする。

3. 床上から標的面の中心までの高さは、競技場の設備の都合(畳をバットレスとして使用するとき等)によって若干の変更をすることができる。

標的面の中心の高さの誤差は±2cmまでとする。

4. バットレスの形状は円形でも角形でもよいが、その大きさは標的面に的中し、または標的面の最外周の区分線からわずかに外れた矢がすべて確実にバットレス上に残るように、十分な大きさでなければならない。バットレスや支持脚で矢を損傷する恐れのある部分は、覆いをしなければならない。特に、バットレスに2個以上の標的面を貼ったときには、バットレスを貫通した矢が支持脚によって損傷することがないように注意しなければならない。
5. 各バットレスには標的番号が付けられる。番号は30cmの高さで、黄色地に黒色文字と黒色地に黄色文字とを交互に使用する。この番号板を、各標的の中心の上方又は下方に、標的面と重ならないように固定する。この番号は、左側から順に、または中央の分離レーンから、競技場の外側に向かって順に付けられる。

第6条 標的面

1. 公認競技会に使用されるインドアターゲットアーチェリーの標的面は、FITA が公認した標的面でなければならない。
2. 標的面は、いずれも中心から外側に向かって金色(黄色)、赤色、淡青色、黒色、白色の5色からなる同心の色環帯に分けられ(淡青色と黒色、および黒色と白色の間には分割線は設けられない)、各色環帯は更に2つの得点帯に細線で区分されることによって、金色(黄色)の中心を通過して測定するとき、18mで使用する40cm標的面では2cmの同じ幅の10個の得点帯が形成される。

3. 得点帯を区分する細線および色環帯の境界を示す区分線は、どのような場合でもすべて高い得点帯に含まれるようにし、標的面の白色の最外周を示す区分線のどの部分もすべての得点帯に含まれるようにする。
4. 得点帯を区分する細線および標的面の最外周を示す区分線の太さは、2mm以下とする。
5. 標的面の中心は「ピンホール」と呼ばれ、小さな×印で表示され、その線の太さは1mm以下とし、その長さは4mm以下とする。
6. 金色(黄色)の中心は、40cm標的面では約22cm離れて描かれる。
7. 得点と色の指定

得点	色	パントーンスケール
10点	黄色(内側帯)	107U
9点	黄色(外側帯)	107U
8点	赤色(内側帯)	032U
7点	赤色(外側帯)	032U
6点	淡青色(内側帯)	306U
5点	淡青色(外側帯)	306U
4点	黒色(内側帯)	製版インクの黒色
3点	黒色(外側帯)	製版インクの黒色
2点	白色(内側帯)	—
1点	白色(外側帯)	—

8. 標的面のそれぞれ10個の得点帯の寸法は、10個の得点帯の区分線のそれぞれの外周円の直径で測定し、その許容誤差は、中心を通過して測定したとき、得点帯の10、9、8点では±1mm、他の得点帯では±3mmとする。
9. 標的面は、紙、布、その他の適当な材料で作られる。すべての標的面は、同一の材質で、かつ一様に作られたものとする。

第7条 時間管理装置

行射時間を管理するために、音響による時間管理装置と視覚による時間管理装置が併用される。

1. 音響による時間管理装置

ディレクターオブシューティング(DOS)は行射を管理するために、制限時間の開始および終了をブザー、ホイッスルまたはその他の音響による時間管理装置で合図する。

2. 視覚による時間管理装置

ディレクターオブシューティングは、上記の音響による時間管理装置に加えて、デジタル時計、信号灯、表示板、またはその他の簡単な装置を単独でまたは併用して制限時間を管理する。音響による時間管理装置と視覚による時間管理装置との間に相違が生じた時には、音響による時間管理装置を優先する。

a. 表示板

表示板の大きさは、120cm×80cm以上とする。表示板はしっかりと固定され、両面が見えるように簡単に回転できるようにする。表示板の片面は、20～25cm幅の黒色と黄色の縞模様とし、縞模様は地表に対して約45度傾斜したものとする。裏面は全面を黄色とする。

b. 信号灯

信号灯の色は、赤色、黄色、緑色の順に配列し、赤色を最上段に配置する。信号灯の色は互いに連動し、二つの異なった色が同時に点灯してはならない。

信号灯は音響による時間管理装置と連動させ、音響による時間管理装置の第1声と同時に信号灯の色が赤色に変わる。

c. デジタル時計

デジタル時計で制限時間が管理されるときには、時計の文字の大きさは高さ20cm以上とし、100mの距離から明瞭に読み取れるものとする。この時計は、必要に応じて、瞬時に停止またはリセットできるもので、時間の表示はカウントダウン方式とする。

設置する位置、個数等のその他の必要事項は、信号灯に要求される必要事項と同様とする。

d. マッチ用時間管理装置

交互に行射するマッチでは、行射の順番を示すために、赤色と緑色の表示灯、カウントダウン式の時計、またはその機能を持つ視覚による時間管理装置を個別に設置する。

e. 旗

旗の色は、赤色、黄色、緑色の3色とする。但し、黄旗のみの使用も許される。

第8条 その他の機材

主要な競技会においては、次の機材を使用しなければならない。その他の競技会では使用することが望ましい。

1. 競技者用のゼッケン

2. 全部の競技者が同時に行射しないときには、行射の順序を表示する装置

A-B-C、C-B-A、B-C-A等、またはAB-CD、CD-AB等。

文字の大きさは、競技者が、行射位置から明瞭に読みとれる大きさとする。

3. 標的付近の得点記録員、またはシューティングライン上の競技者が審判員を呼ぶための旗。

4. 拡声装置。主要な競技会では、役員間の連絡を円滑にするために、有線または無線電話の使用が望ましい。

第3章 競技者の用具

第9条 競技者の使用できる用具及び用具の検査

1. この章における条項は、競技者が競技会で使用することができる用具について定める。
2. もし、審判員の検査を受けていない用具を使用する必要があるときには、競技者は、自分の責任において、使用前にその用具を審判員に提示して検査を受けなければならない。
3. 本競技規則に違反する用具の使用が発見された競技者は、その得点のすべてを失う。もしくは失格とすることができる。

第10条 弓

1. 弓は、ターゲットアーチェリーで使用される弓という一般通念および語義に適合している限りどのような形式のものも使用することができる。
すなわち、弓は、ハンドル(グリップ)、ライザー(シュートスルータイプは不可)、および両先端にストリングノックが設けられた2本の弾力性のあるリムによって構成された器具である。
弓は、リムの最先端に設けられた2個のストリングノックの間に、ただ1本の弦を直接掛けるように張って使用し、引くときには、一方の手でハンドル(グリップ)を握り、他方の手の指で弦を引き、保持(ホールドバック)し、リリースする。
2. ブレース付のハンドルは使用することができる。ただし、そのブレースが競技者の手または手首に接してはならない。
3. 多色に塗り分けたハンドルおよびアッパーリムの内側に商標のある弓は使用することができる。

第11条 弦

1. 弦は、その目的にかなった材質の原糸を使い、好みの本数や色を合わせて作ることができる。
2. 弦には、引き手の指を掛けるためのセンターサービング、必要ならば矢のノックをつがえるために追加のサービングを巻いた1ヶ所のノッキングポイントと、その位置を決めるための1個または2個のノックロケーターおよび弓を張るときにストリングノックにはめるためのループを両端に有している。
3. その他にリップマークまたはノーズマークとして1個の付着物を弦に付けることが許される。
4. 弦のサービングの端は、フルドロウのとき、競技者の視野内に入ってはならない。また、弦にはピープホール、目印またはその他一切の照準の助けになるものがあってはならない。

第12条 アローレスト等

1. 調節可能なアローレスト、および移動可能なプレッシャーボタン、プレッシャーポイントまたはアロープレートは、それぞれ1個のみ、弓に取り付けて使用することができる。
2. ただし、これらは電氣的または電子的な装置ではなく、照準の助けとなるものであってはならない。
3. プレッシャーポイントは、弓のハンドルのスロート部(ピボットポイント)から4cm後方(内側)以内の位置とする。
4. ドローチェックインジケータは、電氣的または電子的な装置ではなく聴覚、視覚または両者の組み合わせによるものを1個のみ使用することができる。

第13条 照準器

照準に使用する照準器(ボウサイト)は、1個のみ使用することができる。照準のために弓に取り付けられた照準器は、左右方向の調節と上下方向の位置決めをすることが許され、以下の条件に適合したものでなければならない。

1. プリズム、レンズまたはその他の光学的拡大装置、水準器、または電氣的または電子的な装置が組み込まれていないものであって、2個以上の照準器を有していないこと。サイトピンにファイバー・オプティックを使用することは許される。ファイバーの端末部が、フルドロー時の競技者の視線に入らなければ、ファイバー・オプティックピンの長さが2cmを超えてもよい。フルドロー時、光る照準点は1点でなければならない。
2. 照準器を固定するためのエクステンションは、1個のみ使用することができる。
3. 距離の指標を付けたプレートまたはテープは、弓に取り付けることができる。しかし、どのような場合でも、追加の照準点となるものであってはならない。
4. エイミングの視線上にあるサイト(トンネル、チューブ、サイトピン、またはその他の延長された同様のパーツ)の全長は2cmを超えてはならない。
5. ファイバーオプティックのサイトピンの使用は認められる。一方の先端部がフルドロー時に競技者の視線の外側に取り付けられ、もう一方が競技者の視線内にある場合、曲がる前の直線部分が2cmを超えていなければ、全長が2cmを超えてもよい。なおフルドロー時、光る照準点は1点でなければならない。

第14条 スタビライザー

弓に取り付けたスタビライザー(複数)および TFC(トルクフライトコンペンセイター)(複数)は使用することができる。ただし、以下の条件に適合すること。

1. 弦のガイドにならないこと。
2. 弓以外の物に触れていないこと。
3. シューティングライン上で他の競技者の障害とならないこと。

第15条 矢

1. 矢は、ターゲットアーチェリーで使用される矢という一般通念および語義に適合している限り、どのような形式のものも使用することができる。ただし、標的面またはバットレスに不当な損傷を与えるものであってはならない。
2. シャフトの最大直径は9.3mmを越えてはならない。矢の直径が9.3mmの場合、そのポイントの最大直径は9.4mmあってもよい。
3. 矢は、ヘッド(ポイント)の付いたシャフト、ノック、および羽根とからなり、クレストを付けてもよい。
4. 各競技者の矢には、シャフトに競技者の名前またはイニシャルを書き、同じエンドの3射に使用する3本の矢は、同じ色のシャフト、同じ形状および色の組み合わせの羽根、同じ色のノックとし、クレストを付ける時には同じ色の組み合わせの模様とする。

第16条 グラブ、タブ等

1. フィンガーストールまたはフィンガーチップ、グラブ、またはシューティングタブまたはテープ(プラスター)のような指の保護具を、弦を引き保持(ホールドバック)し、リリースするために使用することができる。ただし、これらは、弦を引き、保持し、リリースの助けとなる装置があってはならない。
2. アンカーリングのために、指の保護具(タブ)に設けたアンカープレートまたは同様の装置は使用することができる。
3. 矢を挟み付けないために指の間に設けたセパレーターは使用することができる。
4. 押し手に、通常の手袋、ミトンまたはこれと同様なものを着用することができる。ただしグリップに固定または直結してはならない。

第17条 双眼鏡、望遠鏡、眼鏡

1. 双眼鏡、望遠鏡およびその他の光学器具は、矢の的中を確認するために使用することができる。
2. 通常必要とする眼鏡または競技用の眼鏡およびサングラスは使用することができる。ただし、マイクロホールレンズまたは同様な装置、およびどのような形であっても照準の助けになる印が付いた眼鏡は使用することができない。
3. 的を狙わない側の目を隠すために片側のレンズを全面的に覆いまたはテーピングした眼鏡、およびアイパッチは使用することができる。

第18条 その他の用具

1. 次の用具は使用することができる。
アームガード、チェストガード(ドレスシールド)、ボウスリング、ベルトクィーバー、グラウンドクィーバー、タッセル、地上から1cm以下の高さのフットマーカー、リムセーバー。
2. 競技者は次の装置の使用は許されない。
ウェイティングラインより前方での通信装置(携帯電話を含む)、ヘッドホン及びイヤホン等を使用した装置。

第4章 競技役員

第19条 競技役員

競技会には次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| 1. 大会委員長 | 1名 |
| 2. 大会副委員長 | 1名 |
| 3. 総務 | 若干名 |
| 4. 射場長 | 1名 |
| 5. 審判長 | 1名 |
| 6. 審判員 | 若干名 |
| 7. 記録員 | 若干名 |
| 8. 得点記録員 | 若干名 |
| 9. その他 | 若干名 |

第20条 大会委員長・副委員長の任務

1. 競技会を統括する。
2. 競技会における全ての紛争や抗議についての最終決定を行う。
3. 競技役員を統括し、競技規約を遵守させる。
4. 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故ある時、これを代理する。

第21条 総務の任務

1. 競技会の準備・競技日程及びプログラムを作成する。
2. 競技会の全般を管理し、進行状況を管理する。
3. 役員の任務遂行状況を把握し、必要なときにはその代行者を指名する。

第22条 射場長の任務

1. 競技場を設営し、必要と思われる安全基準を設け、これを実施する。
2. 競技会の運営を統括し、行射時間と競技者の立ち順を指示する。
3. 観客その他の人がコース内に立ち入らないように監督・指導する。

第23条 審判長の任務

1. 審判員を統括し、競技者に競技規約を遵守させる。
2. コース内の設備、競技者の用具、行射及び得点記録等、競技に関する事項を統括し、紛争や抗議を裁定する。
3. 天候の状態や重大な事故の発生等によって必要となったときには、大会委員長、射場長と協議して競技を中断することができる。但し、それぞれの日のプログラムは、その日のうちに終了させるよう努める。

第24条 審判員の任務

1. 競技場のレイアウト及び全ての距離、標的面など競技場の全ての設備を点検する。
2. 競技開始前及び競技会の中に随時競技者全員の用具を点検する。
3. 矢の得点を判定する。
4. 行射を管理し、異議が生じたときはこれを解決する。
5. 競技及び競技会に関する疑義、紛争及び抗議に対処し、必要に応じて審判長の裁定に委ねる。

第25条 記録員の任務

1. 得点を集計し、順位を決定する。
2. 競技会の記録を整理し、発表する。
3. 各距離毎の、全競技者の得点累計を大きなスコアボードに掲示する。

第26条 得点記録委員の任務

1. 競技者の呼称する得点を高得点順にスコアシートに記入する。
2. 矢の得点に疑義のあるときは、審判員を呼んで判定を求める。

第5章 競技方法

第27条 行射

1. 各競技者は、1エンドごとに3射ずつ行射する。
2. 1エンドの制限時間は、3射で2分とする。
3. 競技者は、競技開始の合図があるまで、押し手の腕を上げてはならない。
4. 競技開始の合図前または終了の合図の後に発射した競技者は、そのエンドの3射の最高得点の矢を削除する。
5. 弓具故障、予期せぬ医学的な問題が発生した場合、審判員にアピールすることによって修理または交換、快復に必要な時間(15分以内で定められた時間)が与えられる。医学的な問題については医師の判定を必要とする。
6. 障害を持つ者を除き、競技者は、起立姿勢で支持物を用いることなく、シューティングラインをまたいでまたは両足をシューティングライン上において行射しなければならない。
7. 次の矢を除き、どのような事情があっても再発射することはできない。
 - ・ 跳ね返り矢でない限り、矢を落下させるか、または発射ミスをした場合、その矢の一部がシューティングラインと3mラインの中にある場合。
 - ・ 標的面またはバットレスが倒れた場合、審判員は、必要と判断した場合、該当する矢数に応じて行射時間を与える。バットレスが滑り落ちただけの場合には、その措置は審判員の判断に一任される。
8. 行射は、一方向のみに向かって行われる。
9. すべての練習は、ディレクターオブシューティングの管理のもとに行われ、得点は記録されない。

10. 跳ね返り矢が生じた場合、その標的の全部の競技者が行射を中断してシューティングライン上に残り、赤旗を頭上に挙げて審判員に合図する。

シューティングライン上のすべての競技者がそのエンドの3射の行射を終了するか、制限時間が終了した後、ディレクターオブシューティングは行射を中断する。跳ね返り矢のあった競技者は、審判員と共に標的に進み、審判員はその的中孔を判定し、その的中孔に印を付け、後でそのエンドの得点の記録に加える。

跳ね返った矢は、そのエンドの得点記録が終了するまで標的の後側に残される。競技場が元の状態に戻ったとき、ディレクターオブシューティングは行射再開の合図を与える。2名以上の競技者が行射している場合は、全体の行射を再開する前に、その競技者のそのエンドの行射すべき3射を完了させる。その間、他の競技者はシューティングラインに入ることはできない。

11. ぶら下がり矢が発生したとき、その標的の競技者は、行射を中断し、赤旗で合図をする。シューティングライン上の他の競技者がそのエンドの行射を終了したとき、審判員は当該競技者と共にその矢の得点を記録し、矢を抜き取り、的中孔に印を付け、その矢を標的の後側に置く。ディレクターオブシューティングが全体の行射の再開を指示する前に、その標的の競技者が残りの矢を行射する。審判員は、そのエンドの得点の記録に参加する。

第28条 立ち順及び行射時間

1. 4名の競技者が2名ずつ組になって行射するときには、2名の競技者が同時に行射し、以下の順序により1名が1標的を行射する。

A・B-C・D、C・D-A・B、A・B-C・Dなど

2. 4枚の40cm縦三つ目標的が使用される場合、競技者Aは左から第1列の標的面を、競技者Bは左から第3列の標的面を、競技者Cは左から第2列の標的面を、競技者Dは左から第4列の標的面を行射する。

3. 三つ目標的面を使用する場合には、各競技者は、3個の標的面に1射ずつ、どのような順番で行射してもよい。

4. 立順及び組み合わせは抽選による。

5. 競技者が1エンドに3射を行射するときには、制限時間は2分とする。制限時間は特別の事情がある場合には延長することができる。

6. 視覚による警告信号は、制限時間の終了の30秒前に与えられる。ただし、オリンピックラウンドの決勝ラウンドの準々決勝戦～決勝戦で競技者が交互に行射する場合を除く。

7. 視覚による時間管理装置は、右利き、左利きの両方の競技者から見えるように競技場の両側に設置され、必要ならば、男子と女子の間の分離レーンにも設置される。これらは、シューティングライン上の全部の競技者から見えなければならない。

8. 行射が信号灯で管理されるとき、

赤色：ディレクターオブシューティング(DOS)は、2声の音響信号を与え、その立順の競技者(A、B、CまたはAB、CD等)を一斉にシューティングラインに進ませる。

緑色： 20秒(この時間は変更することができる)の後、信号灯の色が変わり、ディレクターオブシューティングは、1声の音響信号を与え、行射を開始させる。

黄色： 残り30秒になった時に、この信号が変わる。

赤色： この信号は、制限時間の終了を示し、2声の音響信号が与えられ、すべての矢が行射されていない場合でも、行射の停止を指示する。

シューティングライン上に残っている競技者はウェイトングラインの後方に退く。次の立順の競技者は、前進してシューティングライン上に進み、上記のように行射の開始の緑色の信号を待つ。このようにして、全員が行射を終了するまで上記の進行を繰り返す。距離によって定まる1エンドの3射の後、赤色の信号が変わり、得点記録のために競技者が標的に進むように、3声の音響信号が与えられる。

9. 制限時間の終了の前に、全部の競技者が行射を終了し、シューティングライン上に誰もいなかった場合には、直ちに交替または得点記録のための信号が与えられる。
10. 各エンドの最初に、または競技者が退き、次の立順の競技者がシューティングラインに進むための時間として20秒(この時間は変更することができる)が与えられ、2声の音響信号が与えられる。信号灯が操作されて、適切な信号が与えられたときを除いて、競技者はシューティングラインに進んではならない。
11. 何らかの理由によりエンドの途中で行射が中断されたときには、制限時間が調整され、1射につき40秒が与えられる。ただし、オリンピックラウンドの決勝ラウンドを除く。
12. 弓具故障、予期せぬ医学的問題のために、行射の順序を一時的に変更することができる。シューティングライン上で用具異常、予期せぬ医学的問題に気づいたときには、競技者は1歩後退し、同時に赤旗で審判員に知らせる。

審判員は、競技者が正当な理由によってラインを離れたことを確認し、その競技者がそのエンドの矢を射ち残していることを、ディレクターオブシューティングが採点のために前進する合図を与える前に連絡する。このことは、拡声器によって放送される。ただし、オリンピックラウンドの決勝ラウンドを除く。

第29条 行射の管理と安全

1. 必要と判断した場合、あらゆる適切な安全策を設けて競技を実行する。
2. 観客が競技場を囲む柵の後方に留まるように注意を払う。主催者は、その裁量により、ディレクターオブシューティングの職務遂行の助けとして補佐を指名することができる。
3. 5回以上の連続的な信号音は、すべての行射の中止の合図である。行射再開の合図は、音響信号1声とされる。
4. 競技者は、シューティングライン上にある時以外は、矢がつかえてあるか否かにかかわらず弓を引いてはならない。弓に矢がつかえられているときには、標的の前方及び後方の安全を確認した後にのみ、標的に向かって弓を引きことができる。競技者が、競技場内で練習時間終了を告げられた後または競技会の各距離の間、及びラウンドの間の休憩中に矢をつがえて弓を引き、故意または偶然に発射したときには、次のエンドに発射された得点記録されるべき矢として取り扱われる。得点記録員は、競技者のスコアカード

にそのことを記載し、そのエンドに的中した矢の得点を記載した後に、審判員が当該競技者と確認して最高得点を削除する。

5. 競技中は、行射の順番にあたる競技者のみがシューティングラインに立ち、他のすべての競技者は用具と共にウェイティングラインの後方で待機する。行射の終了した競技者は、ただちにウェイティングラインの後方に後退しなければならない。
6. 競技者は、持ち主の許可を得ないで他人の用具に触れてはならない。悪質な場合には、失格の対象となりうる。
7. 競技会に遅刻した競技者は、すでに行射された数の矢を補充することはできない。
8. 競技者は、弓を引き戻す時、いかなる場合であっても、矢をセーフティゾーンまたは安全管理用設置物(オーバーシュートエリア、ネット、壁等)を越えると審判員が判断するような戻し方をしてはならない。競技者が、この戻し方を続ける場合には、安全のために、ただちに審判長、競技委員長及びディレクターオブシューティングから行射の中止と競技場からの退去を命ぜられる。

第6章 得点記録

第30条 得点記録員

各標的に1名の得点記録員が任命される。ただし、競技者が兼ねることも許される。なお標的を同じくする他の競技者は、得点の記録、得点となった矢の確認等、相互にその責任をもつものとする。

第31条 得点記録

1. 得点記録をコンピュータ等で処理する場合、手書きのスコアカードも使用されなければならない。この場合、コンピューター等と手書きのスコアカードに差異が生じた場合は、手書きのスコアカードに記載されたものを公式の得点とする。
2. 得点記録は、3射の1エンドごとに行う。
3. 得点記録員は、その矢を所有する競技者の呼称にしたがって、高い得点から順にスコアカードに記入する。その標的の他の競技者は、呼称される矢の得点を確認する。
4. 三つ目標的面が使用されているときには、矢をどのような順番で行射してもよいが、同じ標的面に2本以上の矢が的中したときには、その2本の矢(または3本の矢)はそのエンドの矢数に含め、最も低い矢の得点のみを記録する。

その矢はエンドの一部と見なされ最も低い得点の矢を記録する。その標的面のほかの矢はMと採点される。

最外側の淡青色の6点の得点帯からはずれた矢は、得点とならない。

5. その標的上のすべての矢の得点が記録されるまで、矢または標的のいずれにも触れてはならない。

6. 同一競技者が所有する矢が3本を超えて標的またはシューティングレーン内の床上で発見されたときには、得点の低い方から3本の矢の得点のみが記録される。さらに、競技者に割り当てられた標的以外の標的に的中した場合は0点(Mと記載)とする。競技者がこのことを繰り返した場合には、失格とされる。
7. 矢は、標的面上のシャフトの位置によって得点が記録される。矢のシャフトが2つの色環帯または得点帯を区分する境界線に触れているときは、高い方の得点として記録される。
8. 境界線または2つの色環帯が接している部分の標的面が破損して欠けているとき、または矢によって分割線の位置が歪んだときには、その箇所にもち中した矢の得点の判定には、想像上の分割線が使用される。
9. 矢を得点記録し、標的から抜き取るときに、すべての矢の的中孔に適切な印が付けられなければならない。
10. バットレスに埋没し、標的面から見えない矢は、審判員によってのみ得点が判定される。
11. 矢が的中したとき、
 - ・ 跳ね返り矢は、すべての矢の的中孔に印が付けられていて、印のない的中孔と印のある的中孔の区別が付くときには、標的面の的中孔によって得点が記録される。
 - ・ バットレスを完全に貫通した矢は、すべての矢の的中孔に印が付けられていて、印のない的中孔が確認できるときは、標的面のその的中孔によって得点を記録する。
 - ・ 継ぎ矢は、当てられた矢と同じ得点を記録する。
 - ・ 他の矢に当たり、それで標的面に当たった矢は、標的面のその矢の位置で得点を記録する。
 - ・ 他の矢に当たり、跳ね返った矢は、当てられて破損した矢の確認ができれば、当てられた矢と同じ得点を記録する。
 - ・ その競技者の標的面以外の標的面に当たった矢は、得点とならない。
 - ・ シューティングレーンまたは標的の後方で発見された矢は、それが跳ね返り矢または貫通矢と申告された場合、標的に当たっていたか否かの判定は審判員の判断による。また跳ね返り矢または貫通矢が発生し、標的面に2個以上の印のない的中孔がある場合は、最低得点帯にある的中孔をその競技者の得点とする。
12. ディレクターオブシューティングは、得点記録の終了後、行射再開の合図を与える前に、標的面に矢が残っていないことを確認する。もし、気付かずに矢が残っていても、行射は中断されない。競技者は、そのエンドを他の矢で行射するか、またはその距離の行射が終了した後、不足する矢を補充する。このような場合、審判員はそのエンドの得点記録に参加し、標的から矢が抜き取られる前に標的に残した矢を確認し、その競技者のスコアカードと照合する。

13. 競技者が標的付近の床上などに矢を置き忘れてきた場合、行射の前に審判員にその旨報告して、他の矢を使用することができる。
14. スコアカードに得点記録員と競技者がサインすることによって、競技者がそれぞれの矢の得点(素点)に同意したことを示す。競技者が得点記録員を兼ねている場合、同じ標的の他の競技者がスコアカードにサインする。
15. 主催者は、競技会の終了後、成績表を作成する。この成績表の写しは、すべての競技者、チームの監督、大会役員及び競技役員に配布される。

第32条 競技者の失格

競技委員長または審判長は、次の各号に該当する競技者等に対して、その競技会における失格を宣言することができる。

1. 不正な手段で高い得点を挙げたと認められたとき。
2. 大会の秩序を乱し、もしくは審判員の指示または制止に従わず、または故意に無視したと認められたとき。
3. 競技委員長または審判長が前項の規定により失格を宣言したときには、主催者は速やかに本連盟に報告しなければならない。

第33条 疑義、抗議及び異議の申し立て

1. 競技者は、標的に当たった矢の得点に疑義が生じたときはいずれの矢も標的から抜き取られる前に審判員を呼び、その審判員によって最終判定を行う。
2. 矢が標的から抜かれる前に発見されたスコアカードの記載の間違ひは訂正することができる。ただし、訂正は、矢を抜き取る前に審判員が確認しスコアカードにサインしなければならない。

その他のスコアカードの記載に関する問題も、審判員に付託される。

3. 標的面が著しく損傷または汚れていたり、競技場の設備に不備があるときには、競技者またはチームの監督は、審判員に欠陥のある個所の修理または交換を求めることができる。
4. 行射または競技者の行為に関する疑義は、競技会の次のステージに進む前に審判員に提起しなければならない。
5. 競技会のその日ごとの速報に関する疑義は、不当に遅れることなく審判員に提起され、いかなる場合にも、賞の授与の前に訂正されるよう提起されなければならない。

第34条 順位の決定

得点が同点の場合、順位は次のようにして決定する。

- (a) ヒット数の最も多いもの。
- (b) 10点の数の最も多いもの。
- (c) 9点の数の最も多いもの。
- (d) これでもまだ同点の場合、同順位とする。

第6部 補足

第1章 オリンピックラウンド

第1条 試合開催期、試合形式

第2条 標的

第3条 立ち順及び行射時間の管理

第4条 得点記録

第5条 ランナーとエージェント

第6部 補足

第1章 オリピックラウンド

第1条 試合開催期、試合形式

1. オリピックラウンドは、年一回、北信越学生アーチェリー連盟個人選手権大会のときに行われる。
2. オリピックラウンドは次のように行われる。
 - ・ 個人戦の決勝ラウンドの1～3回戦(イリミネーションラウンド)は予選ラウンド(クォリフィケーションラウンド)を通過した男女各64名が、予選ラウンドの順位に従ってトーナメント表に割り付けられる(オリピックラウンド個人戦トーナメント表参照)。ただし、予選ラウンドの通過者の人数を制限することができる。競技者は、各グループごとに一連のマッチを同時に行う。各マッチは距離70mで122cm標的面を使用し、6射4分で3エンドを行射する。
 - ・ 個人戦の決勝ラウンドの準々決勝戦～決勝戦(ファイナルラウンド)は、決勝ラウンドの3回戦を勝ち残った男女各8名が参加し、一連の1対1によるマッチを個別に行う。ただし、決勝ラウンドの1～3回戦の通過者の人数を4名とし、あるいは予選ラウンドの通過者を4名として決勝ラウンドの準々決勝戦を省略することができる。各マッチは、決勝戦まですべて距離70mで、122cm標的面を使用し、3射の4エンドを行射し、競技者は、40秒以内に1射ずつ交互に行射する。ただし3射2分で4エンドを同時に行射することができる。

第2条 標的

1. オリピックラウンドでは、女子と男子は1日の間の異なった時間帯に、同じ標的を使用して競技する。ただし、女子と男子が同時に行射することができる。決勝ラウンドの準々決勝戦～決勝戦では、2対の標的を分離レーンの両側に1対ずつ設置する。ただし、この標的は、1対のみとすることができる。
2. オリピックラウンドでは、決勝ラウンドの間、競技が進行している間に競技者が練習できるように、競技場に並んで練習場を設置することができる。
3. その他はターゲットアーチェリーで使用する標的と同様の基準とする。

第3条 立ち順及び行射時間の管理

1. 予選ラウンド(クォリフィケーション)は、2名または3名の競技者が、同時に同じ標的に対して行射する。長距離は1エンドに6射を行射し、短距離は1エンドに3射を行射する。
2. 決勝ラウンドでは行射する競技者の左右の位置は個人戦トーナメント表通りとする。

3. 決勝ラウンドの1回戦(1/32イリミネーション)および2回戦(1/16イリミネーション)では、1標的に2名の競技者が行射し、3回戦(1/8イリミネーション)では、1標的に1名または2名が行射し、得点記録および矢を抜き取るために標的に行く。
4. 決勝ラウンドの準々決勝戦～決勝戦(ファイナルラウンド)では、各競技者は別々の標的を行射し、得点記録の確認と矢を抜き取るために、事前に競技者のエージェントを指名する。得点記録および矢を抜き取るために各競技者が標的に行くことはしない。矢は、第2エンド終了以降、エンドの終了ごとに競技者に戻される。ただし準々決勝はその競技会によって複数のマッチを同時に進行させてもよく、その場合は競技者は標的に行き採点と矢の回収を行う、ディレクターオブシューティングは複数のマッチを進行させるときは個別のマッチ用時間管理装置またはマッチを統一してマッチ用時間管理装置により進行させる。
5. 交互射のマッチ戦では、予選ラウンドの上位者が、第1エンドの行射順序を決定する。次のエンド以降、合計得点の低い競技者が先に行射する。両者が同点の場合は第1エンド先射ちの競技者が先に行射する。この順番はマッチ用時間管理装置により進行させる。
6. オリンピックラウンドのマッチで、競技者が交互に行射するときの制限時間は1射につき40秒とする。
7. オリンピックラウンドの決勝ラウンドでは、用具故障、予期せぬ医学的問題による延長時間は与えられない。しかし、用具の故障があった競技者は、制限時間の範囲内で、シューティングラインを離れて修理または交換を行い、戻って残りの矢を行射することができる。
8. 交互射ちのマッチ戦では、両競技者はシューティングライン上に位置し10秒経過後、最初の競技者の40秒の行射時間を合図する一声の音響信号が発せられる。1射された後、直ちに次の競技者が行射するための一声の音響信号が発せられ、両者それぞれ3射終了するまで交互に行射が続けられる。

第4条 得点記録

1. オリンピックラウンドの1～3回戦または準々決勝戦では、得点記録は各エンドの終了ごとに行う。矢の得点は、競技者が呼称し、審判員が確認する。
2. オリンピックラウンドの準々決勝～決勝戦では、矢の得点はまず最初に審判員の指示によって仮得点が表示される。正式な得点は、審判員が確認し得点記録員が記録する。
3. オリンピックラウンドの決勝ラウンドでバットレスからの跳ね返り矢、貫通矢、または垂れ矢が発生した場合、競技は中断しない。
4. 決勝ラウンドの1～3回戦における対戦表の位置を決めるとき、同点者においては、ヒット数の最も多いもの、10点の数の最も多いもの、X(インナー10)の数の最も多いもの、を考慮して決定する。ただしこれでも決しない場合は抽選またはディスクスによって決定する。

5. すべての競技会においてオリンピックラウンドの決勝ラウンドへの進出、競技会の次のステージへの進出、または3位決定戦および決勝戦のときの同点はヒット数、10点数、X数を考慮しない。

個人戦のとき

すべて最後の距離でシュートオフを行う。

決勝ラウンドへの進出時、行射はフィールド中央に近い、中立のターゲットを使用し、1競技者1バットとする。決勝ラウンドでは、同じターゲットを使用する。

- a. 得点による1射のシュートオフを最大3回まで行う。
 - b. マルチフェースを使った場合、競技者は、それまでシュートしていた同じ位置(A、B、CまたはD)の標的面をシュートする。
 - c. 3回目のシュートオフが同点のときには、中心に最も近い矢で決める。
 - d. これでも順位が決まらないときには、中心に最も近い矢による1射のシュートオフを順位が決まるまで続ける。
 - e. 個人戦のシュートオフの制限時間は、40秒とする。
6. 競技会中シュートオフについて公式発表が行われるまで競技者は競技場内に残らなければならない、シュートオフの発表がなされたとき競技場内にいなかった個人はそのマッチの敗者となる。
 7. オリンピックラウンドで途中敗退した者で同点の場合は、ヒット数の最も多いもの、10点の数の最も多いもの、X(インナー10)の数の最も多いもの、を考慮して決定する。これでもまだ同点の場合は、同順位とする。

第5条 ランナーとエージェント

1. 準々決勝～決勝戦にては2名のランナーと1名のエージェントが選手の代わりに標的面まで行き、得点記録、矢取りを行うものとする。
2. ランナーとエージェントは選手が指名した人が行うものとする。選手が指名できない場合、役員がこれを代行する。
3. エージェントは得点記録に関する事を行う。
4. ランナーの仕事は以下の通りである。
 - ・ 標的面より担当選手の矢を抜き取り、選手に渡しに行く。
 - ・ 標的面における担当選手の矢の当たりの詳細を覚えておき、矢を選手に渡す際、選手が矢の当たりに関する情報を求めたら、これに対しできる限り細かく助言を与える。選手に助言を求められない場合は、助言しないものとする。
5. 矢を選手に渡しに行ったランナー以外のランナーとエージェントは標的近くのブラインドに待機しておく。

第7部 記録の管理

第1条 大会記録の公認

1. 北信越における大会の団体のチーム得点、試合ごとの競技方法における個人の得点を記録として認める。
2. 大会記録は該当大会後の幹部会において承認するものとする。

第2条 大会新記録

1. 大会新記録は得点が現在の記録を少なくとも1点上回った場合に樹立されるものとする。
2. 大会新記録は、大会記録の公認を受けた後に定例代表者会議の承認を受けることにより公認される。
3. 大会記録と同様に団体のチーム得点、シングルラウンドの得点、ハーフラウンドの得点、全ユニットの得点が扱われる。

第3条 連盟記録

1. 連盟記録は、得点が現在の記録を少なくとも1点以上上回った場合に樹立されるものとする。
2. 大会記録とは多少違い、次の記録が公認される。
 - ・ ターゲットアーチェリーにおいては、シングルラウンドの合計点、ハーフラウンドの合計点、各距離賞の得点が扱われる。
 - ・ フィールドアーチェリーにおいては、全ユニットの合計点、マークドの得点、アンマークドの得点が扱われる。
 - ・ インドアアーチェリーにおいては、ラウンドの合計点が扱われる。
3. 新記録の樹立は、本連盟の競技会及び本連盟が加盟する団体の主催する競技会においてなされたものとする。ただし、通信競射会を除く。
4. 連盟記録は大会記録の公認を受けた後に、定例代表者会議の承認を受けることにより公認される。

第4条 補足

1. 男子記録と女子記録は個別に保持する。
2. 連盟記録、大会新記録の公表は、定例代表者会議の場で行われる。

1984年	12月	1日	制定
1985年	5月	28日	改正
1993年	4月	1日	改正
中略			
2002年	10月	5日	改正
2005年	10月	8日	改正・公布
2005年	11月	7日	施行